

第十九回国会
衆議院

厚生委員會議錄第十八号

昭和二十九年三月二十二日(月曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君
理事 青柳 一郎君 理事 中川 俊思君
理事 中川源一郎君 理事 松永 佛骨君
理事 長谷川 保君 理事 岡 良一君
助川 良平君 降旗 徳弥君
中野 四郎君 山下 春江君
滝井 義高君 萩元たけ子君
柳田 秀一君 杉山元治郎君
山口シヅエ君

出席政府委員

外務府次官 小瀧 彬君
厚生事務官 高田 正巳君
(業務局長) 安田 巖君
厚生事務官 久下 勝次君
(保險局長) 楠本 正康君
厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 曾田 長宗君
厚生技官(農林技官) 岡井 正男君
農林技官(水産庁次長) 岡井 正男君

委員外の出席者

議員 島上善五郎君
議員 松前 重義君
議員 肥沼 寛一君
運輸技官(中央気象台予報部長) 伊藤 博君
運輸技官(中央気象台予報部長) 伊藤 博君
参考人(東京大学名誉教授) 都築 正男君
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君

三月二十日

クリーニング業法における試験制度
在議に関する諸願(青柳一郎君紹介)
(第三六三三三号)

同(石村英雄君紹介)(第三六三三四号)
同(萩元たけ子君紹介)(第三六三三五号)

同(小林信一君紹介)(第三六三八〇号)
同(小川平二君紹介)(第三六三六八号)

同(田中義之進君紹介)(第三六八八
号)

未帰還者留守家族等援護法による医
療給付適用期間延長に関する諸願
(武藤運十郎君紹介)(第三六三七七号)

健康保険傷病手当金支給期間延長に
関する諸願(武藤運十郎君紹介)(第
三六三八八号)

戦没者遺族援護強化に関する諸願
(橋本次郎君紹介)(第三六三三九号)

指定薬品以外の医薬品販賣業者資格
制度に関する諸願(有田喜一君紹介)
(第三六八二二号)

同(小林親治君紹介)(第三三七三七号)
同(佐瀬昌三君紹介)(第三三七三八号)

同(中井一夫君紹介)(第三三七三九号)
同(井谷正吉君外一名紹介)(第三七
六一号)

戦傷病者の援護強化に関する諸願
(今村忠助君紹介)(第三六八五五号)

同(池田清志君紹介)(第三六八六六号)
生活保護法による保護基準率引上げ
等に関する諸願(天野公義君紹介)

(第三三七三六号)

未帰還者留守家族の援護強化に関す
る諸願(小川平二君紹介)(第三三七
五八号)

未帰還者留守家族等援護法による医
療給付適用期間延長等に関する諸願
(三宅正一君紹介)(第三三七五九号)

同(田中義之進君紹介)(第三三七六
〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

消費生活協同組合法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第五五五号)

医薬関係審議会設置法案(内閣提出
第八二二号)

あへん法案(内閣提出第八九号)

厚生行政に関する件

○小島委員長 これより會議を開きま
す。

まず消費生活協同組合法の一部を改
正する法律案、あへん法案及び医薬関
係審議会設置法案、以上三法案を一括
して議題とし、質疑を続行いたしま
す。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 前回の委員会では
消費生活協同組合が日本にどうして
発達しなかつたか。将来の健全な社会
を建設するために、この協同組合はな
くしてはならぬものである。そのなく
てはならぬものがかくまで発達しない理
由について、まず金融の面から伺った
のであります。その結果金融関係にお
きましては、当局提出の資料によりま
すと、政府からの貸付金がほとんど金

融の大部分であります。あのわずか二
千五百万円がその種でありまして、そ
のほかには労働金庫法の道が開かれて
おりますけれども、ほとんど言うに足
りない。こういうことであつてはとう
てい消費生活協同組合の発達をはかる
ことはできないことは明らかであるわ
けであります。これに對しますもつ
と積極的な手を打たなければならぬ。
まず信用事業権がないということ、こ
れは農協法でも水産業の協組法でも
中小企業協組法でも許されておる。
信用事業権がないというところは、やは
り根本的な問題として考えなければな
らぬ。この問題につきましては信用組
合をつくつてもあまり役立たないよう
な御説明があつたのでありますけれど
も、いずれにいたしましても、いろい
ろな困難な事情がありますが、やはり
信用事業権をこの消費生活協同組合に
与えるということは重要なことである
と思ふのであります。こういうことに
ついて協組に信用事業権を付与すると
いうような考えは当局にないかお伺い
いたしたい。

○安田政府委員 お答えいたします。
信用事業を生活協同組合にやらせるよ
うな道を開いたらどうかというお話で
ございます。このことにつきましては
は、前回も長谷川先生の御質問にお答
えいたしましたのでありますけれども、現
在の消費生活協同組合の状況から見ま
して、すぐにそういう信用事業を許す
ことははたしてどうだろうかという若
干の懸念を私も持つております。そ

れからもう一つは、そういうものを設
けましたからといって、すぐに供給事
業、給付事業その他の方へ金融すること
ができるかどうかというところは疑問
でございます。中小企業協同組合の
場合と同じように兼業を許さないだろ
うと思ふのであります。そういう点か
ら考えまして、私はもう少しそういう
点を研究させていただきたいという考
え方で、この点につきましては消費生
活協同組合の連合会の内部にも私とい
う意見があるように聞いております
ので、まずそういうところと十分私ど
もは相談してみたいと思つておりま
す。

○長谷川(保)委員 御承知のように、
たとえば農協等におきましてはこれが
兼業を許されておる。もちろん今日の
消費生活協同組合は非常に微力であ
る。微力である理由は、金融等その他
の、たゞいまから私がいろいろお尋ね
いたしますような方法が最初から道を
とざされておる。そこに発達をしない
という理由があるわけでありまして。従
いまして、今日は非常に微力であつ
て、信用事業をやりましたもただちに
効果をあげないといひましたも、そ
ういふ道が開かれて参りますればまた
新しい力となりまして、発展の道が出
て来ると思ふのであります。従いまし
て、一番先にお尋ねいたしました消費
生活協同組合というものが、健全な社
会におきましては世界的にどこでも非
常に発達しておるのだ、健全な社会の
基礎になつておるのだということを

し認識できませんならば、そしてこれが単に安く仕入れ、安く買うということではなしに、資本主義社会の欠陥を是正するという大きな、ロッチデールの組合の発達の基礎になりました理論、あるいはライフアイゼンの協同組合の理論、こういう点を考えてみますならば、やはり今は微力でありまして、そういう道を開いて強力なものに育て上げて行くべきだと思ふのであります。こういう金融の面が大きな未発達の原因になつておるのでありますから、私はもつと積極的な態度をとらなければならぬと思ひます。何かそういう道を切り開いて行くのに特別な支障があまりと考へておるか。今これをやれば特別な支障があるか、その点を同つてみたい。

○安田政府委員 理論的にも系統金融の機関を持ちたいといふことは、もつともだと思ふのであります。その通り行きますことを望むわけでございましてけれども、消費生活協同組合の現況からみまして、信用事業をやりましたはたしてそこに金が集まるかどうか。やはり信用といふことが大事でございまして、そういう実行の面におきましていろいろ問題があらはれないか。なお先ほど申しましたように、それをやりましてすぐこれに協同組合の方にまわるといふわけに参りません。やはり中央の系統的な金融機関をつくりまして、金融機関としての体をなさなければなりませんから、そう一足飛びにそこへ行くかどうかというのを懸念いたしております。先般も申しましたように、農林金庫でありますとか中小企業の金庫でありますとかそういうところから金を借りら

れるように法律の改正をお願いをいたしておりますし、なおまた政府が金を出しましてそれを府県にも貸しつけて、府県はその同額を出資いたしまして協同組合に貸しつけるというふうな法律も昨年御審議を願ひまして、現在成立したわけであります。こういうところもだん／＼ふやして行きたい。なおまたお説のようなことは私も十分研究をいたしまして、御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今回政府からこの改正案が出されました動機は有力なものとして、共済事業協同組合が許されております共済事業について非常に困つた事情があるやに仄聞いたし、その点が一つの大きな動機になつたように仄聞しておるのでございまして、共済事業の実情はどうでありましようか。

○安田政府委員 現在共済事業で一番大きく問題になりますのは、火災共済であります。大体全国的には戦前の組合が主として火災共済をやつております。その大きいものが現在五つばかりございまして、これはそれ／＼相当の成果をあげておるわけでございまして。私も今は今あるものを心配するといふよりか、今後いろいろそれ／＼につて新しく／＼できましますものの方を実は心配をいたしておるわけであります。消費生活協同組合は、法律ができました当時、そういう大きな共済額の共済事業といふものを予想いたしておりません。それがこういうふうな事態になりますと、やはりそれに相応したような取締りなり監督の規定があるといふことが実情でございまして。そういう意味でいろいろと財務基準に

ついでの規定を今度法律に入れたわけでありまして。

○長谷川(保)委員 そうするとたとえば保全経済会のように社会にひびく迷惑をかけるようなおそれは現在のところはないでしょうか。今の職域組合であるならば、私はそういう心配は大体ないと思ふのでありますが、現在そういう心配はないのですか。

○安田政府委員 現在ございましてのは、名前をあげますと全国特定郵便局長消費生活協同組合、全国酒販売生活協同組合、全国たばこ販売生活協同組合、日本塩業生活協同組合、全国自転車業者生活協同組合、こういうところでございます。これが非常に大きくやつております。加入者も数が多いでございます。地域的にもまづつておりませんから、たとえば先般の小売人の大会等がございまして、たばこの小売人の協同組合はすぐ金が払えるというふうなことになるやうなところがございます。なお私こういう点についても十分監督しなければならぬと思つておりますけれども、いづれにいたしましても火災共済だけでございまして、これは短期保険でございまして、割に問題が少いわけでございまして。ところが長期の保険をこういう共済組合が考へるといふと、これは私も非常に問題があると思ふ。たとえば生命保険なんというものをこの中にいれるといふやうなことになるやうなもので、これはやはり長期保険でございまして、これは／＼積立金の運用とかあるいは保険の数字の計算等におきまして、もよほ問題があるわけですね。私もそういうものを許可したくないと思つておるのであります。なお火災共済に

いたしましても、職域ならまだよろしいやうなものでございまして、地域でそういうものをつくる傾向がだん／＼出て来ております。これをどういふふうにして押えるかといふことで私も苦心をいたしておりますが、いろいろ理論的に押えるような方法もございまして、私も、しかしあまりそういうところを強く出しますと自衛自縛になるやうなことになるやうなもので、やはり地域的なものはなるべく避けるやうに行政指導をやつておるわけであります。

○長谷川(保)委員 すでに地域的なものでやつているものもございまして、あるいはまだそれはございせんか。

○安田政府委員 さきに東京に二箇所ばかりそういうものができたのであります。ところがその地域が一府県にだけでありまして、当該府県の知事が認可権を持つておられますので、私もいたしましてそれをとめるわけにいかない。それをとめるというところになりますと何か違法だといふことになるやうな感じがいたします。それが非常にむづかしいところなんです。共済の類を厚生大臣が定めることができることになつておりますが、何か問題が起きては切ります、二十万円を越える場合は厚生大臣の認可を要するといふことになつたしまして、二十万円を越えております。ただ今東京にあります二つは大体職域に切りかえるやうに指導いたしております。それから名古屋に地域的なものが一つございまして、これも職域に切りかえるやうにやがましう言つております。もし大火等がございまして、約束の金がかましく払えぬといふよ

うなことがあつては困りますし、大体短期保険でございまして、そう大きな問題はないと思ひますけれども、しかし非常に信用を落すことになりまして、そういうことを避けるやうに指導いたしております。

○長谷川(保)委員 次に員外利用の問題でございまして、これは現行法第十二条第三項によつて禁止されております。しかし員外利用といふものは、消費生活協同組合をやつてみますと、非常に大事な仕事であります。消費生活協同組合が伸びて行く最も有力な手は、やはり店舗を経営いたしまして、そこで組合員でない諸君にも利用さして行く、そういう消費生活協同組合のあり方を理解してもらつて、正規の組合員になつてもらふことである。それが現行法では禁止されておりますために、そこに伸びて行くことのできない大きな理由が出て来ておるわけであります。まじめな組合はなか／＼伸びて行かない。ところがそれ／＼やうなうもありませんから、ふまじめな組合はでたらめな、いわゆる名義貸の員外利用をやつておる、こういう傾向になつて行つていふと思ふのであります。名義貸といふことを今回の改正案によりまして非常に強く押えようとしておる、それをやつたものはまづ／＼したおられるやうでありますけれども、しかし員外利用の消費生活協同組合の発展のために果します役割は非常に大きい。この点は、現行の法律の行き方をさらに改正案において罰則をもつて強めて行くといふことはどういふ許さるべきではない、これは非常に逆行であると私も考へておるのであります。

う点突は非常に弱いところがあるわけでありませう。どうしてもやはり、物々安く買うということ以外に、生活面でもつと結びつき合うような、施設なりあるいはその他の利用事業なり、あるいは生活の含揮化のための運動であるとか講習会であるとか、そういうものと

をもう少しやむないと、小売商人が非常にたくさんおつて、マージンが非常當にたくさんおつて、マージンが非常に少いような時代に、やつて行けるだろうかということを私は疑問に思つております。しかし今おつしやいましたことにについては、また十分研究させていきたいと思います。

伺いたいと思いますが、私は今日の協同組合の発達を阻害いたしております大きな理由の中に、熟練職員の不足とということがあげられると思います。局長も先ごろの御答弁の中で、この養成等のことを言うておられたのであります。

して、その点私も大いに同感であります。しかし今なか／＼商品学等において十分熟練した職員を養成するということとは容易なことではない。そこで協同組合が小売商店を吸収するという道ができて来た。これが紙一重の違いで、しば／＼名義貸しという形に墮落

ういう名義貸しをして行つて、小売商店を吸収して行くということには、そうなつて行かなければならない必然性と申しますが、そうなつて行かなければ、どうしても協同組合が発達して行かないという大きな理由がある。今日

やには熟練した職員を協同組合に入れ
るといふ意味から申しまして、小売商
店を吸収し、そうしてその店舗も、資
金も、得意も吸収して行く。これは私

は範圍を逸脱しては困りますけれども、これは消費生活協同組合発達のために非常に有力な道であると思ひます。そこで問題は、それらの小売商店を吸収するにあたりまして、正当な出資として店舗が考えられ、また正当な職員としてこれが協同組合に雇用せられ、そして正当な月給が払われ、また仕事の成績の上げ方にあります。これに適當なボーナスを与える。組合の定款規約に従ひましてそういう方法をとられれば、何らさしつかえない、当然のことだと思ふのであります。單なる名義貸しではもちろん困るわけでありまして、正当なそういう手続をとりました商店が吸収が行われておれば、少しもさしつかえないと思ふのであります。ところが末端に参りまして、脱税という面から、税務官吏がきわめて意地の悪い、厳格な態度をもつて臨みますと、これがしばしば名義貸しというところにされてゐるのであります。現実私の調べました名義貸しといわれております事例の中には、実はそういうふうにもちやんとやつてゐる、たとえば私が申しましたように、成組の手続はちやんとふんである、にもかかわらず、これを名義貸しだ、脱税だということ、嚴重に戒告をしておるといふ事実も相當あるようであります。ただいま申しましたような成組の手続をふんでの商店吸収ということ、何らさしつかえないと思ふのであります。この点はすでに現実に紛争が起つてゐる面がたゞございますから、局長の御意見をこの際明確に承つておきたいと思ひます。

○安田政府委員 名義貸しと申しますのは、協同組合の組織の中に入つてゐなくて、実は名前だけを貸しておるといふものでございまして、これは課税の上から申しまして、その他の面から申しまして、弊害が非常にあるわけでありまして、私どもは何もかつて小売商人であつたとか、かつて小売店の店舗であつたとか、小売店の店舗その他の付属の設備であつたといふものを協同組合に入れたからといつて、それが名義貸しとは決して思つておりません。今おつしやるように、完全に吸収できれば、これは非常にけつこうなことでございまして、たとえば人事権と申します、ちやんと自分のところに入れて、會計が一本になる。管理が一本でできる。そういうような店舗につきましまして、あるいは借上げ料を払う、そういう形で行くならば、これは一つの方法であるから、名義貸しだと思つておりません。ところが實際問題といつたしまして、小売商人がそういう形で行つておるとは、ほとんどないくらいな珍らしいことでございまして、大部分はそういう形で行つてゐない、大部分も、さて實際に協同組合の方に人事権なり、そういう財産を入れることになりまして、また出て行くといふことで、そこところは非常にいいまいな場合が多いのであります。さらに悪質なもの、単なる脱税のためにそういうことをやつておるところもありまして、その辺が、なか／＼今おつしやるような形で小売商人が入つて来ないのです。だからこういうふうな規定を設けようという動機があるわけでございます。これは實際問題として困つてゐる県がございまして、やはりこういう

ものからはつきりさせなければ、協同組合の将来につきまして助長するとか、発展をとるといふことは、なか／＼言えないような現状でございます。そういう意味で、私どもは決して名義貸しを無理にきつうくつにいたしまして、長谷川先生のおつしやつたような好ましい方法があるのをとめるといふつもりはないのであります。なおまた、委託店舗とか指定店がございまして、これも、これは名義貸しではございせん、計算は全然別でございせん、組合員が行けば少く安くしてくれ、とまで私どもは措置の対象にしようといふことは毛頭考へておりません。これはこれで一つの行き方でありまして、○長谷川(保)委員 そのが非常に微妙な点なんです。デンマークの協同組合が非常に発達いたしております一つの理由は、局長御存じかどうか存じませんが、専務理事の請負制度というのがデンマークでは行われておる。つまり日本の協同組合が発達しない大きな理由の中に、異常に発達いたしました日本の小売制度がございまして、日本の小売制度は家族労働であり、勤務時間も何もありません。幾らでも働きます。これは日本の社会の一つの病的状況でありまして、日本の有業人口のいろいろなパーセンテージを調べてみますと、自営業者、いわゆる小売業が非常に多いのであります。世界の文明国でこんな国はありません。これは日本社会を非常に病的にしている大きな理由だと思ひます。日本の家族労働、長時間労働で徹底したサービスをしております小売制度に対して、協同組合の方はどうしても近代的な雇用関係、労働

関係においてサービスをするということになりまして、日本の小売制度に太刀打ちができない。それでは日本の小売制度をそのままにしておいていか。日本の社会の健全なる発達のために、決してこのままではいけないことは明らかである。そこで何とか日本の社会に協同組合を仕立てて参りたい。ことに大都會においては自営業者の小売業者が非常に多くございまして、米屋さんにいたしまして、タバコ屋さんにいたしまして、小間物屋さんにいたしまして、実に驚くほどの数がある。そのような必要はないのであります。実に非能率な、そしてへんばな病的な社会をつくつてゐるのであります。その日本の病的に発達いたしました小売制度の中で協同組合を發展させて行きますためには、デンマークの専務理事、請負制度といふものは十分考えられなければならぬ。協同組合の店舗にいたします場合には、店舗ごとに請負制度を考へて、協同組合に取扱せられ、成組の手続をふんで協同組合の職員に雇われて、人事権が協同組合にあり、會計も協同組合によつて十分統御されておる、そういう形の店舗にいたしまして、今まで小売商人でありました方々に請負制度でやらせておる。そうすれば日本の小売制度の家族労働に匹敵しますような、それに負けない十分なサービスが行われることになり、その面から協同組合がやがて健全な發達をいたしますまでに伸びて行く一つの道ができるのではないかと思ひます。従つて請負制度によつて、向う一年間、事業の目標を協同組合の理事会に与えまして、その目標を突破し

て成績を上げた分につきましては、デンマークで行つておるように、組合ならばその専務理事なり、店舗ならばその請負者なりの自由に処分することができるような制度を取入れますならば、小売りの病的に発達した日本の場合においても協同組合が伸びて行く、やがて健全な社会をつくるまでの困難ないばらの道を切り開いて行くことができると思ふ。しかしこれは先ほど来のお話の通り非常にデリケートな問題であります。そこでただいま現行法あるいは改正法を含めまして、そういう制度を取入れることが許されるかどうか御意見を承りたい。

○安田政府委員 私はデンマークの請負制度といふものを察はよく存じないのであります。ちやうど今生活課長の今村君が土曜日にデンマークに向つて立ちましたので、多分そういう点もよく研究して来るであらうと思ひますので、帰りましたらそういう点の報告をさせたいと思ひます。

ところでその請負制なんです、先ほども消費生活協同組合の中堅になる従業員を養成ということが非常に大事だと仰せになりましたが、これはその通りだと思ひます。昔は産業組合等ですういつたような人間の養成をする事業といふものに相當重きを置いてやつておられたものであります。最近はやがて予算の関係等からそれが思ひやうにまかせない。現在私どもは県単位で、県の職員を中央に集めて、そういう点の講習をいたしておりますが、欲を言いますならば、そういう中堅職員を直接東京に集めて、今申されたような実地の問題あるいは理論を教えるようになれば非常にいいのではないかと考へ

ていながら、予算の関係でなか／＼で
きなくなつております。そこでそうい
う職員が来ないということは、実
は人物がないということもございま
すけれども、なか／＼消費組合でそう
いう人によい待遇をするということ
のままで経営が行かない。今も御指摘
のように、非常に小売商人が多ござ
いまして、そういう方が家族労働で夜
も実仕事をやっておるというよう
なことであります。消費組合は夕方
つたら締めてしまふというので、非
常に不便であります。なおまた御用
聞きもございませぬし、配達もない
という点で、消費組合が供給事業
だけをやっておつては、なか／＼う
まく行かないという事情があるわけ
であります。この消費生活協同組合
が少しくなると、離れの消費生活
協同組合などではちゃんと配達に
まわるようではございませぬし、奥
さんが外に働きの出るような場合
には、ちゃんとその注文を紙に書い
ておいて、それを集めて夕方までに
品物を届ける。そこまでは行か
ず、消費生活協同組合でも太刀打
ができるわけではあります。

そこで諸負制度の問題であります
けれども、諸負にした場合には歩合
制度になつて来るのであります。こ
の歩合制度というものが実は微妙な
ものでございまして、この歩合が正
常な報酬その他を越えたようなとき
になりますと、税務署ではこれを独立
の所得と認めて、なか／＼許してくれ
ないような状態にございまして、も
しそれを、今度は家族の労働を正
常な賃金労働者の賃金に換算して計
算いたしますと、むしろ利益が出な
くなつて、赤字が出るほどでござい
まして、なか／＼歩合と何か申しま
しても、その辺

の計算ができない。実際問題として
は、現在ではそういうことをやろう
と思つてもなか／＼できないのが実情
でございまして、仰せのような場合
にはひとつケースごとに私の方でよく
研究をいたしまして、指示して参り
たいと思つております。しかし現在
までの状況では、そういうふうに行
つた例があまりないようではあり
ます。

○長谷川(保)委員 たいだいま人事
組合の理事会ではつきり握つてお
く、また会計の根本を握つておる
というところとがございまして、諸
負制にいたしましてある程度成績を
上げることを請負させ、それ以上成
績を上げた場合は、いわばボーナス
として与えるという方法が許され
れば、私は非常に発達する道が開
けて来ると思つて、ところが今日ま
での日本の協同組合にはこういう方
法がとられておりませぬことが、
協同組合が発達しない大きな理由
であると思ひます。

そこで先ほどお話のように非常に
微妙な段階ですので、今回のこの改
正法案の目的とするところでは、相
当嚴重な監督権と取締りとの罰則、
場合によつては解散という線が
出て来るというおそれがある。だ
から私が非常に心配することは、な
るほど法律をつくりますとき、ある
いは中央におきましては相當理解
のある態度がとられること、いた
しませぬ、ただいまのような問題
が、末端になりますと、いたずらに
取締り監督権の強化によつて、今
のような非常に微妙な段階にあり
ますとき、その判断が非常に誤
つて来ると思ふ。ことに税務官
吏あるいは県庁の末端の下級職員
におきましては、ともするとそう
いふ点がまつたく行き過

ぎてしまふ。これは今日まで幾
らも実例がある。それを私は非
常におそれておる。であるから
この際名義貸し、名義貸しとい
うふうに行つて、脱税の方途だ
といふふうに見て参りますけれ
ども、そこにはほんとうに協同
組合が発達して行くか否かの道
がある。その点を十分に考へま
せん、うかつにこの改正法案を
そのまゝのみにするわけには行
かない、こう思ふのであります。これ
をもしこのまゝうかつかりうの
みにいたして参りますと、今ま
でのようになつて来る。今日日
本の協同組合の発達しない理由
の一つに短細の理事交代制があ
ります。このこととからいたしま
して、ほんとうに熟練した事務
理事その他の者がすぐかわつて
行くというふうなこともありま
す。こういう点も十分考へなけ
ればならぬ。この事務理事が短
期に交代して行くと、このことを
防ぐ一つの方法もやはり事務理
事の諸負制、こういう点が確立
されれば、事務理事が長くど
まつて組合運営に當ると思つ
ます。こういう点の十分な理解
が持たせんと、依然として協
同組合が発達しないことにな
ると思ふのであります。

つていらつしやいますか、それ
を承つておきたいと思ひます。
○安田政府委員 積立金に剰余
金を入れます場合に、それが出
資額の四分の一に達しない場合
は税を課さないといふことが現
在の協同組合等に認められてお
るのではありませんか、消費協
同組合だけがその例外である
といふのはむしろおかしい、せ
ひそういふふうに私ももして
いただきたいと思ひます。

それから先ほどの諸負制度の
ことを重ねて申し上げて恐縮で
ありますけれども、やはり協同組
合の場合には出資をしておるわけ
であります。品物を売つた場合
に事業分量に應じた割り金に
応じた割り金とありますが、ある
いは出資金に應じた割り金と
ありますが、指導をさせまして、
実際にそれは歩合金でやります
か、あるいは報償金にいたします
か、そういう計算をいたしまして、
人事権はこちらにあると申し
まして、実際さういふ細かい計
算をいたしまして、みなおそれ
るようなものは何もできないよ
うになつて来るのであります。そ
ういたしますと、独立の商店が
やつておる場合に、そこに組合
員が買に行つたといふことと、
実際問題としては何ら違わな
い結果が出ることになるのじや
ないか、そういう点にいろいろ問
題があるものであります。私ども
この法律を出しましたのは、た
び／＼申し上げておりましたよ
うに、決して現在あります消費
生活協同組合を監督を嚴重にいた
しまして、いじめてやろうとい
ふような考えは毛頭ないのであ
ります。消費組合は非常にたく
さんあると、ある組合は数

の店舗を運営しているといふよ
うな事実があるために、いろいろ
制度的にも運営的にも他の組合
がむしろ迷惑をしておるのじや
ないかといふ筋がたたくさ
んあるのではありませんか。そ
ういふような点を直して行
きまして、たび／＼この委員
会で御指摘がありましたような
点を逐次その上に築き上げて
行くといふ形にいたしたいとい
ふ気持ちでございまして、その
点どうぞひとつ御了承願ひたい
と思ひます。

○長谷川(保)委員 どうも担当の
協同組合に対する認識が足ら
ない、それだから／＼すると主
管者である厚生当局がどうも大
蔵当局に押されてしまふ、一
番発達ははからなければなら
ぬ、厚生省が、どうも協同組
合の取締りばかりを考えてい
るというふうな傾向が、局長
の答弁を承つておりまして、
聞かれるのであります、その点
私も非常に心配するわけであ
ります。なお逐条的に伺いたい
点がありますけれども、同僚か
らもちよつと酒税局長とこの
税金の問題で會うことにな
つておりますので、きょうはこ
こで中止いたしまして次にさ
していただきます。

○小島委員長 山下春江君。
○山下(春)委員 消費生活協
同組合法の改正案に對しましては、
長谷川委員より御質問があり
ましたから、私どもも厚生當局
のほうとの腹の底がわから
ないのです。この生協法がで
きまして、前会にも私から申
しておきまして、この生協法が
発足いたしましたときに、営
利事業でないから、でき

れば無税、もしやむを得ざるものがあつたとしても、それはもう最低限の課税対象であること、信用事業の窓口をあけてやること、あるいは員外利用を認めてやること、これらの条件が備わらないままにこれは生れ出て来たのであります。これでは発達しないのでございまして、その後この生協法が生れて出て来て六年たちますのに、今回初めて修正案が国会に提案された、ぶん投げておいたというような形でございしますが、ぶん投げておいてさつぱり政府がこれを育成強化するたをしてやらなかつたのですから、御指摘の通りこれは育つておりません。やむを得ざる事情から名義貸しその他、われわれのやや取締らなければならぬというふうな状態にまでこれは追い込まれて来ておる姿は事実でございします。しかしながらこれを一体必要と思われるのか思われぬのか、今長谷川委員の御質問に対して、る安田局長がお述べになるところを聞いてみると、理解があるか聞える点もなきにしもあらずですけれども、どうも大した愛情もなさそうでございまして、こんな法律ができたものだから、しかたがないからめんどろなところだけは取締らう、だん／＼細つて行けばおしまいにやめてしまおう、こういう底意がどうもちら／＼うかがわれてならないのでございしますが、そんなに必要ならこれはやめた方がよいのでありまして、こう行政庁の監督権の規定ばかり強化したのではとても育たないのであります。これはもうどんなことをしても育たないのではありません。育てる意思があるのかないのか、他の事業は農業協同組合にいたしましても、水産業協同組

合にいたしましても、再建整備法などをこしらえて、いろ／＼国家があたたい手を差し伸べて、これの育成強化を助成して来たのであります。生協法に限りその整備法どころのさわざでなく、やつと法律が出たので、やれ／＼と思つてながめてみると、行政庁の監督権の規定を強化したところばかりが目につきます。ちつともどこもかわいがつてやつておるところはないのでございしますが、しかしながらこれは今ちょうどこういう問題の壁にぶかつた点があることは、政府が砂糖の値段などをまたマル公にして、みなどうするか、こうするかなどと言つております。こういうときにこそこういうものが必要であつて、これがほんとうに正常にきようまで政府が育成強化いたしておりますというときにこそ、まごつくことがなかつた——長谷川委員からも御指摘の通り、自営業者の中、小企業の救済などという安易な道を開かないで、困難なこういう道を開いておくことが、こういうときに必要だつたのでございしますけれども、そういう措置が非常に足りなかつたのでございします。安田局長に政府は何と考へておるかというその考へ方を伺つてみても、根本的なことについてはちよつと御答弁の仕方がないと思ひますが、それでも一応聞いてみたい。どうも局長の腹の底には育てるといふよりもだんだん細からして、しまひには消やしてしまつた方がめんどろでなくてよいといふふうな聞えてならないのでございしますが、そういうことではないのでございしますか。

○安田政府委員 私の腹の底がわからぬといふことではございしますが、もうたび／＼御質問がございまして、もうみな申し上げてしまつて何も残つておらぬのでございします。今御指摘があつたように、せつかく消費生活協同組合法というものが終戦後でございまして、今までではつておいたではないかと言われれば、そういうことかも知れません。しかしこれを改正をして、そうして国会へ出しまして、皆さん方から一応こまかい点でかわいがつていただいておるのは、これは私どもよくしようという気持があるから、実はこういう法案を出したのであります。ただこれを取締つてつづけてしまえばよいなどという考へ方は毛頭ございしません。ただ私が自分の努力をたな上げておいて申すわけではございませぬけれども、他の協同組合ことに農業協同組合などと比べて、地域の消費協同組合というものはむづかしい点が多々ございします。これは法律でとか、あるいは制度をどうしたといふことだけではうまく行かぬ、いろ／＼精神的な問題もございまして、そういう点でもいろ／＼努力しなければならぬ問題があると思ひますけれども、決しておろそかにしたいといふつもりではないのでございまして、ぜひこういう法案を御改正を認めていただきましてならば、今後とも一層力を注いで行きたい。例の協同組合に対する資金の問題等も、本年度からようやく予算化されたのでございまして、そういう点も若干お認めを願ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 そういうお気持ちでこの法案にとつ組んでいただいておるといふことをあらためて認めることにいたしまして、そこでお願ひやら質問やらがあるものでございしますが、生協法の第一条には「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り」と書いてございします。そこで自発的と申しまして、きようまで實際は教育が足らなかつたので長谷川委員もお触れになりましたが、これを運営する指導階級の講習会、私はこの前にも局長に伺つたと思ひますが、こういうものを厚生省が中心になつて始終お開きを願うことが、一般の人に厚生省が指導者を講習会を開いて教育しているのだといふことの認識を持たせるものでございまして、何となしにばやつとしておきますと、一般の認識も組合員の認識もなか／＼高まらないのでございしますから、この点はぜひ再三やつていただいて、よき人を得ていただきたいと思ふことが一つ。

それから各委員から触れられました解散の点でございしますが、長谷川委員が今特に力を入れて御質問しておられました名義貸しの違反に対して、解散まで突き進むこの点は政府の提案理由の説明にありますように、あらかじめ弁明の機会を与えたと書いてありますから、その点は苛酷にわたらないように取扱う気持を十分に感しておいでになつておられますが、ただ法文から読んで行きますと、そういうことは、ともすれば解散命令の対象になるおそれがございします。非常な微妙でございまして、中小商工業者も本年度の予算のいろ／＼なしお寄せを受けまして、こういうことに自然に解消することの機会が非常に多いだらうと思ひます。これは厳重に御調査願つて、なるべく解散に持つて行かないように措置をするのお心構えがあるかないか。そういうことによつて生協というものが育つが育たないかの一つの規範にもなると思ひますので、その点局長にお心構えを伺つておきたい。

○安田政府委員 解散を命じます場合は、今御指摘の名義貸しの場合とか、あるいは許可になりました一年も組合を始めないとか、あるいは休止するとかいふことでございまして、それもお話のように一々弁明の機会を与えるといふやり方で参りました。その前に措置命令を出すという手続をいたしますから、御心配のように本来解散を命じない方がよいのじやないかと思われぬのが末端で強行されるようなことは私は万々ないと思ひます。そういう点につきますのは、今後十分運用上気をつけて参りたいと思ひます。

○山下(春)委員 もう一点最後にお尋ねいたします。先ほど長谷川委員から御指摘のございました税金の問題でございしますが、これは再三お願いし、質問もしております通りでございしますが、金額から申せばわずかでございしますが、員外利用をやらせないのであれば、税金の面を考慮してやると大蔵省も言つておる。これは大蔵省も聞えない話だと思ふ。やらせないように縛つておくのだから税金の面も何とか考へてやろうというふうな、そんな苛酷な意地の悪い警察官の言ひやうなことを言つてはいけぬのでありまして、ほんとうは員外利用を全然認めないのであるが、それが非常に欠けて来るのでございします。私の留守中に一〇〇程度という御議論も出たそうでございしますが、これは他の組合と同等に二〇%まで何とか引上げることに御努力を願つて、その上に立つて税金の面も考へてもらうように、これは局長が十分自信

司法警察権も持つておつて、ピストルなんかも携帯いたしております。さうな権限も持つておるのであります。それで、これを十分に活用いたして参ります。なお取締りの面で一番問題になりますことは、前会申し上げましたように、けしの際培をいたしましても、裁許期間中ずつと取締りが必要なわけではないので、これが芽を出しまして、ぼうずが出てあへんをとる。その期間が非常にわずかで、ぼうずが出ない間は問題がない。従つてその期間は非常に限定された期間である。それでこの限定された期間にはさうな取締員を動員いたしまして、横流れ等のないようにやることは、期間が限定されておるだけに十分可能なことである、かように考えておるわけであります。それからなお法律ではその面は出ておりませんけれども、行政指導といたしましては、収納いたしましたあへんを格納するには法律でも非常に厳格な設備を要求いたしております。そういうものは栽培をするお百姓が一人々々はとても経済的にもできかねることであります。

が、なお取締りの面からもその方が好都合でありますから、共同的な格納設備を設けるとか、こういうようなことによりまして、取締員以外のお互いの耕作者自体の相互監視というふうな組織も十分行政指導の面では考えて参りたい。そういうようにいろ／＼な手をあれこれ講ずることによりまして、取締りの面につきましては遺憾なきを期して参りたい。私どももいたしましてはその点がもし破れまして、栽培したあへんが横流れをいたしましたり何かして、国民に惨禍を及ぼすというふうなことがありましては、責任上何と

申訳ございませんので、われ／＼は取締りの確言を持てる範圍においていろいろの方途を講じて、その範圍において栽培区域の指定をして参りたい、許可もいたして参りたい、かように考えておるわけでありまして、それで輸入の方と取締りの方と彼此にらみ合せまして、とにかく国内でも法律的にできるのだという態勢をとり、そうして取締りとにらみ合せて徐々にやつて行くというところが、ただいまのわが国の置かれた立場から申しまして一番妥当な線ではあるまいか、かような結論に到達いたしましたのでこの法律案をお願い申し上げた次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下(春)委員 御説明よくわかりましたが、この間お話を聞きました一億円くらいと言われました。それと国内需給が大抵二十五トンから二十八トンくらいと確かに聞いたのであります。が、戦前非常な盛んなときは国内では三十トンもできたというようにことも聞いたと思ひます。ところが今局長は、来年は一億では足りない、数億いるかもしれないと言われましたが、横流れなどい／＼なるのを合せて百億くらい入っているのではないかと、いろいろなことが新聞などにちらほら出ておる。何かあへんにも軍機秘密保護法みたいなものがあつて、われ／＼委員がもやをかけられておるのではないかと。危険なものも委員会にかつてももやをかけたおけばわれ／＼委員はどうするわけにも行かない。しかしわれわれはそれでは納得できない。今取締りの方法を聞きまして、またこれは日本で指定される地域はわれ／＼によくわかつております。たとえばタバコの

場合でも、木一本というのでなく一枚葉数査定をやつておるのかかわらぬ、やはり何万貫という横流れが今でも行われております。けしの場合にはそういうことがあつてあるであらうことが想像されます。その点は取締りの万全を期していただくとして、今タバコをアメリカから五十六億圓買つておられます。そんなものを五十億に減らして六億圓あへんを買つてみたところで知れたものだ。私どもののみすすバコの中に米葉を入れたければ買わぬ、のまないというわけではないので、すから、五十六億圓買わなければならぬ理由はない。ドイツに行きましてグルベールを見まして、全部国内産でやつて外国葉は入つておらないといふところからいひましても、われわれ国民が五十六億圓アメリカから買つてのまなくともいい。五十億に減らして六億だけ麻葉を買つておることはいささかもさしつかえない。だから軍機秘密保護法みたいな何かに煙幕を張つてわれ／＼委員にほんとうのことを明かさねないならば、われ／＼はこの際これを返上するのであつて、こんなあぶない国民に迷惑をかけるものに賛同を与えられないといふことになるのです。が、今のお答えで、外国が輸出するのがきまつておる、足元を見られる点もあるし、あるいはとくに輸出をしないといふようなことがあつては日本国内としては非常に困る、そういうことも考へて国際情勢その他にらみ合せて国内でもそういう態勢をばつぽつ打立てておくことがあらゆる面からいいのではないかと。賛成できそうな御議論でございます。しかしながら今のところ別にさうでもなさそうだ。し

かもこのルートあのルートで限りなく押し寄せて来るものを合せますと、何でも百億くらいなものが国内に流れおる。それがい／＼な面に派生しておるというところもどうもいふなみたてた事実のようであります。厚生省といひましては、われ／＼厚生委員が信じられないで、煙幕を張つたまま通してもらいたいといふことなら別ですが、さうでなければ、よければ積極的に賛成しようという意図のある者に、もう少し率直に煙幕を張らないで御意見を明かしていただければ必ずしも反対するものではないが、煙幕を張られればお返ししなければ危険だといふ氣になりますので、その点もう一度重ねて簡潔でかつさうであります、お伺ひしたい。

○高田政府委員 私決して煙幕を張つてゐるつもりではないのであります。それからこの法案は、別に何もさういふや／＼の秘密とかなんとかいふことは一切ないのでございまして。一億圓では済まないのだと申し上げましたのは、前にも御説明いたしましたように、政府の保有量があるもので、それを輸入するものと一緒にして、来年度の需要に事欠かない程度のものが一億圓である、しかもこの一億圓と、それから政府の保有量とを足しました約二十七トンぐらゐなものは、国内の需要から行きますと非常に骨の折れる数量である、それは予算その他の問題で、まあさうにしんぼうせざるを得ないやうなことになるべく、今申し上げましたあへんから生産したとされます煙酸エディンというやうなものについて非常な需要が今起つておりました、そして

今後その需要はだん／＼伸びて行く傾向にある。従つて将来といたしましては、保有量もなくなるし、また需要量が伸びて参りますれば、輸入の金額といひましてはとて一億やそこいらでは済まなくなるであらう、こういう見通しを申し上げたのであります。数字がそれ／＼合いませんので、何か要なことのようにお考へになられたかもしませんが、さうな事情でございまして。それから今新聞などに百億云々といふやうなお話が出ております。これは全然かようなルートのものでなく、いわゆる密輸のヘロインであります。国内に多分のくらの麻薬中毒者がおるであらうという推定数量といふものをかけ合せて、それとヘロインの国内におけるやみ価格を掛けてみると、さういふやうに何十億というやうな数字が出るのです。従つてその分は、あへんを合法的に生産するやうな態勢をつくるにつくるまいと、まああまり関係のない、い／＼なルートを經まして国内に入つて来るのでございまして。しかもその何十億とか百億近いといわれます金額も、今申し上げましたやうなことで、仮定を置いて積算してみると、そのくらのものが入つて来る可能性があると、いふことでございまして。しかし検査を通じて押えましてヘロインといふものは決してそのような多額なものではございませぬ。さうなことでございまして、それから、その数字との関連をひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。ただいま申した推定の数字は、中毒者が三万ぐらゐると仮定いたしました、一人一日〇・〇二グラム、三百六

十五日間使用するといひまして使用量が二百九十九キロになります。これにグラム当り五千元といふやうなやみ価格——このヘロインのやみ価格はところによつて非常な開きがございまして、一億五千万と仮定してみますと約百億圓ぐらゐの金になるという、ほんとうの架空の数字でございまして。その数字とただいま私が申し上げました数字との開きは御了承いただきたいと思ひます。

○山下(春)委員 大分ほんとうの姿がわかつて来たやうでございまして。これは参考によつて伺ひたいのであります。が、戦前には中国人などでヘロイン中毒者が、日本に商売やその他の用件で参りまして、山王・ホテルなどにまづつておりました、あへんが切れて警作を起して何とも処置がないので、警視庁へ連れて行つて、外国人だから何とか打つてもらえまいかと言つたところが、そんなのは打てないと言つたことがあるのですが、さういつたやうな病人を連れて来られたときには、厚生省では今はどう処置をしておられるのですか。

○高田政府委員 それは打てないのでございまして。麻薬吸飲者と申しますものは、苦しみますけれども、打たないでおけばなおるものから……。

○山下(春)委員 この法案はその必要性が少しづつわかつて参りましたので、私はあえて反対するものではないと思ひますが、国内的に私どもが非常に深刻な憂慮をしなければならぬいろいろな問題を頭に描かざるを得ない状態のときでございまして、十分の上にも十分な御監督を願つてあやまちを期していただきたい、これは要望しておきます。

○小島委員長 中川源一郎君。

○中川(源)委員 私は消費生活協同組合のことで一言お尋ねしたいのですが、地方における消費生活協同組合には模範的な、たいへんりっぱな組合もあると私は思います。たとえて申し上げたいのですが、それは名前をさして言わなければならぬことになりまして、非常にいいことだと思いますが、非常によくやっておられる消費組合がある。そういうものはひとつ政府でも目を開いて育成助長する必要があるというのを私は痛感するのでございます。しかし私も地方においでなめておる多くのものには、非常によくおられるものがある。これらについて取締りを今後一層厳重にしてもらう必要があると思ふのです。たとえば中小企業者がわずかな販売をやつて重税に今まで非常に苦しんで来た。しかもそれは未亡人であるとかあるいは老人であるとか、税務署へ行きましてあるいは府県庁の方に参りまして、事業税の交渉をして値切るといふようなことをすることのできないような弱い者が販売をやつておられるのに、それに重税の税金をかけるので非常に苦しんでおられる。こういう方面につけ込んで共産党の方々が歴訪して、よし引受けた、お前のところはあまりにも税金が高過ぎるから五分の一に値切つてやろうと言われると、こういう者が多く甘言に乗せられて、なるほどその初年度は三分の一とか五分の一とかに値切つてもらえる。そしてそれを続けて、組合員となります。組合員になれば自分の家の商品あるいはすべてのものを組合に渡して、そこに

おる家族は俸給をもらうというふうな手続をして、いかにも組合の者である、組合の経営のごく見せかけておいて、実際にいへばもと何らかわらない独立の営業をやつておる。いわゆる名義貸しですが、至るところそういうものをつくり上げて、そして共産党の方々が税金を値切る、しかも税金を値切るにはなほたなほ値切り方をする者がある。これで地方では非常に弱つておる。中には税務官吏をつかまえて、君はこのごろりっぱな服を着ているなあ、この間赤い顔をして歩いておつたじゃないか、ずいぶん酒を飲むらしい、一体幾ら月給をもらつておるのかなどという、半ば恐喝的な、半ば暴力に訴えてやるらしい。それは実地調査に参りましたときに、すぐに連絡をとりまして共産党の方々と組合員の人を呼び出すと、やつて参りまして、ちよつと外へ出いというところで、どうもえらいけんまくでやられるもので、それから、税務官吏は恐ろしいが、そこに寄りつかぬというように、半ば恐喝的なことをして税金を値切るというふうなことで、てこずつておるような例は実はたくさんあるのです。そういうことをいたしましてその組合を組織して、その組合にはたくさん従業員がおつて、それらの俸給を払わなければならぬ。そうしてそれらは組合員に事務費やいろ／＼のものをかかせるのですから、実は中小商工業者の高い税金を納めている方が安つくつのです。今では非常に苦んで、何とかこれをのがれようじゃないかという考えを持つておる組合員がいる。しかし一旦入ればなか／＼のがれられない。また抜け出るといふことは許さぬので、実に

困り抜いている者があります。そういうものに対しては、よろしく解散命令をする必要がある。実際とやつておることと合つておるかというのを、御調査になつたようなことがあるかないか、そういう苦んでおる者を、いつまでも見殺しにするというふうなことにやよくない。ことにそれの方々は唯一の選挙地盤です。

○小島委員長 中川君に申し上げますが、時間の関係がありますからなるべく簡単に……

○中川(源)委員 選挙に利用するといふことが多いのです。私は詳しく申し上げることは、委員長の御注意もありましたからやめますけれども、こういう実情を十分御調査になつておるかどうかが、組合員が喜んで入つておるかどうかが、出ることを許さないといふことで、縛り上げておるものがあるかないかというふうなことを御調査になつておるかどうかが、今後そういうことについて、取締りをするとお考えがあるかどうか、法律をつくりまして、取締りをやらなかつたら何もならぬわけでありまして、それをお尋ねしておきたい。

○安田政府委員 そういうふうなお話は、私も今まで承つたことはございせん。今度の改正法律が成立いたしましたならば、そういう点につきましても十分適当な処置をとつて参りたいと思つております。

○小島委員長 それでは本日の日程の三法案に関する審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたしますが、午後一時より、東大名義教授の都築正男君より、ビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船の被害事件につ

いて、参考人として意見をお聞きするともに、厚生省、外務省、水産庁等から関係者を呼んで、意見を聞く予定でございます。正午後一時より始めますから、御出席願います。

これにて休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時十五分開議

○小島委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際都築博士に一言ごあいさつ申し上げます。博士には御多用中にもかかわらず、当委員会の希望を受入れられ御出席くださいましたことを厚くお礼申し上げます。

それではこれよりビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船の被害事件についてお話を承りたいと思ひます。

○都築参考人 それでは御要求によりまして、先般三月一日でありましたか、南方で原子力の実験の結果発生したと思われまふ灰をこうむりました第五福竜丸の船員の被害状況について一言御説明を申し上げます。

その状況を漁師の方に伺つたところによりまして、朝早く三時過ぎだそうでありまして、魚をとるべく網を入れたところ、はるか遠方に光が見えた。それから数分たちましてから鈍い爆音を聞いたさうであります。それから一、二時間たちましてから、ちよつとさみだれが降るやうにその辺が曇つて参りまして、さうして何か灰のやうなものが落つて来た、こういう話でございます。その当時まぐろをとつておつたわけでありまして、大部分の人は別大して気もつかなく

たが、一部の人はひよつとしたら何か原子爆弾に關係があるのではないだろうかというところであつた。かつ船の油も残り少なくなつたという状況で、とつた魚だけを積み込んで母港の焼津港に帰つて来たちよつと十四日に帰り着きましたから、その百トンばかりの船に、二十三人の人間が二週間ばかり乗つて来たわけでありまして。

それで帰つて参つてからの問題であります。その人たちが灰をかぶつて二日、三日たちますと、顔とか手とか、その当時に外に出ておつたところが赤くはれまして、ひり／＼がやがやがやうな感じがして、続いて一部には水ぶくれみたいなものができました。これはたいへんなことだと言ひながら、中には船に乗つていた人で気が悪くなつて、ものを吐いたという人もあります。帰つて参りますところには、赤いところやけどというのか、海水浴に行つてやけたのの少し程度の強いやうな程度になつておりました。それで焼津に帰つてその共立病院の外科のお医者さんに見てもらつたところが、どうもこれは何か原子爆弾のやうなものに關係があるから、東京に行つて都築医院に行つて見てもらつたらよろう、こういうことを言われまして、そのうち顔と手が一番ひどくやられておる二人の方が東京に出て参りました。そうして私どもの大学にたずねて見えまして、それから事が始まつたことになつております。それが月曜日のことであつたから十五日の夕方、今からちよつと一週間前でありまして、私は通知を受けまして翌日の火曜日の十六日にその患者を見ました。どうもこれはやはり放射能による障害でなければな

らぬ、同時に船の上に降つた灰を集めまして、一グラムばかり紙に包んでその漁師の方が持つておいでになりましたが、それを見ると非常に放射能が強いので、これは原子爆弾のようなものが爆発したときに、すなわち原子核の破壊という現象が起りました際に発生する原子核分裂生成物であるに違いない。それであればこれは容易ならぬことだというわけで調査を始めたわけがあります。その調査は大体において二つの部門にわかれます。一つは医学部が主として担当いたしました、医学的にその放射能を調べる。それから病人の模様をいろいろ調べる。今日まだ継続しておりますが、大体今朝までに大ざつぱながらその見当がついて参りました。第二の方面は理学部、主として化学の木村教授が主任になりました、その船に落ちました灰を分析して、その中から成分を見つけて出すことあります。両方にわかれたものでありますから灰は〇・五グラムずつくらいになりました。その〇・五グラムずつの灰を分析いたしました、今朝の十時まで大体その真相をつかむことができました。従つてもうどこからも知らしてはもらなくても、少くとも日本の第五福竜丸の上に落ちて来た灰の成分、並びにそれによつて起る障害の模様の筋道だけはわかれ／＼の手によつて、日本医学の手によつて一週間の間に判明することができたということ、を、まず最初に申し上げておきたいと思ひます。

これまでたび／＼私新聞にも発表いたしました、これが月の世界からでも降つて来たものであれば、聞いてみる相手もないのでありますが、もし地球上にだれか知つてゐる人があるならば、人道上知らしてもらつて都合がよいということをお願いしております。今日以後はその主張をする必要がもうなくなつたといふことを、皆様のお耳に入れておきたいと思ひます。順が逆になります、まず第一にその灰の成分、これは東大の理学部の木村教授のもとでやられました。御承知のように木村教授はこういう放射性物質の分析化学におきましては世界的の權威であります。かつ、今からもう八年前になります、が、広島、長崎でそういう方面の研究をされました。ところが学会前の非常に忙しいときでありまして、今日まで大体その主成分を見つけて出すことができませんでした。それから第五福竜丸に落ちました灰、これについて誤解が起るといふことと思ひますので、一言あらかじめお断りしておきます、われ／＼がこれから申します成分は、第五福竜丸の上に落ちて来た灰に限り申しておるのであります。ほかのところに落ちた灰が、どんな成分であるかといふことはわれ／＼にはわからない。第五福竜丸に落ちました灰の主成分は、普通の化学の分析では炭酸カルシウムであります。大部分が炭酸カルシウムの化合物であります。これは想像いたしますと実験をした島がもし珊瑚礁であるとすれば、その珊瑚礁のかけらではないか、これは想像であります。この炭酸カルシウムに、さつき申しました原子核の分裂生成物が付着しておるといふのであります。今までその付着しております原子核の分裂生成物が確かだとわかつて

したもの、これは非常に重大問題でありますので一々申し上げますと、まず第一は放射性的のジルコニウムであります。こういう放射性的の原子核分裂生成物は、その放射能が時間とともに漸次減つて参ります。それはきまつております。この放射性的のジルコニウムが放射能が半分になります、すなわち半減期と申しますが、半減期が六十五日であります。六十五日たちますとその放射能が半分になる、さらに六十五日たてば四分の一になるといふようにだんだん減つて参りますが、永久にゼロにはならないのであります。第二には放射性的の二オプ、これは半減期が三十五日のもの、と九十時間のものと二種類発見されております。それから放射性的のテルと申すものがあります。このテルの半減期が七十七時間でありまして、それから放射性的のテスと申すものがあります。このテスの半減期が二・四時間のものと、八日のものと二種類出ております。これで六つになります。なおそのほかにストロンチウムといふものが出ております。ストロンチウムには二種類出ております。これはわれ／＼の方から言つて非常に重要なもので、ストロンチウムの八十九番といふものが一つと、ストロンチウムの九十番といふものが一つと二種類出ております。ストロンチウムの八十九番と申しますのは、半減期が五十三日であります。それからストロンチウムの九十番と申しますのは半減期が二十五年であります。この二十五年にあつたから非常に意味が出て参ります。その次にバリウムといふものがあります。バリウムの半減期が十二・八日であります。それから

もう一つランタンといふものがあります。それは半減期が四十時間でありまして、それだけのものではありますから大体十になります、十の放射性的物質が灰から見つけ出されておるのであります。それからこういう原子核分裂生成物として、多分そういうものもあるかもしれないといふ意味で調べてみましたけれども、発見されなかつたものが二つございます。これは亜鉛と銀でありまして、それは検出されないといふことになります。それからコバルト、例のゴバルト爆弾とか騒いでおります、放射性的のコバルトは検出されてないものであります。これはないといふ話であります。今日まで化学的にわかつて来たものはそれでありまして、従つてこの成績から學問的に判断いたしますと、原子核の分裂が起つたのであろうといふことは、もう十分に確かに言ふことができます。そのうち一番医学の立場から人間の被害という立場から申しまして、一番重要な問題はストロンチウムとバリウムであります。ことにストロンチウムの九十番といふものは、人体の中へ入りました場合の新陳代謝が、カルシウムとまつたく同様に行われるものでありますので、好んで骨に沈着いたします。それから一旦人体の中に沈着いたしますと、なかなか排出されにくいという点、非常に特異のものであります。そのストロンチウム九十番の放射能の半減期が二十五年であるといふことが非常に重大な問題になります。たゞい微量といへどもこういうものが人体の中に入りまして、骨の中に沈着した場合、その放射能が半分になるのに二十五年かかる。さら

に二十五年たつて、五十年でやつと四分の一に減るといふ点、何とかしてこれを早く無害な状態にして、からだの外に取り出さなければならぬというのが、われ／＼被害者の治療に當つておる者に課せられた重大な問題だといふことになるわけでありまして。ところで今申しましたような成分を持つた灰であります、その灰をどうむつたら一体どうなるかといふことではありません。これはよう話がわかつておれば、そういうものが降つて来たらしいで逃げるか、あるいは不幸にして逃げたならば、着物を脱ぎ捨て、すぐ何べんも風呂に入つて一生懸命洗えばいい。何様百・ンといふ小さな船にきぐるや、そのほかたにたぐさんの魚を積んで、ほとんど人間の住むところのないような小さな木造船、それに二十三人という人が乗つて、かつそういうものに対する知識がほとんどない。これは無理もない。それが二週間の間、航海して港に帰つて来たといふのでありますから、その間非常な害を受けて帰つて参りました。その船を専門家が調べまして驚いたことは、その船の放射能たるやたいへんなものであります。その調べも大体の材料をこへ持つて参りましたけれども、たとえば甲板の上のボートの置いてあるところなんかは、放射能の単位で申しましてミリレントゲン・パー・アワー、一時間にはかりまして百十、それから船員室が八十といふのであります。これがどの程度恐いものであるかと申しますと、今國際間に放射線の學問の方で、放射能の障害といふものが非常に問題

になつてゐるのでありますが、その障害を受けた際に、このくらいの程度であればよろしいという許容量というものがありません。インターナショナル・パミツシブル・ドゥツというものがありまして、國際的に許される量がある。それは一週間に三百レントゲンといふことになつておられます。従つてもしかりにそこに住んでおるとすれば、それを一週間の時間で割ることになりますから、一時間が一・八ミリレントゲンといふことになりまして、そういう程度までは住んでもさしつかえないといふことになる。ところが今申し上げましたように、船員室にしてすでに八十でありまして、一・八といふのがどうやらよろしいといふのに対して八十でありますから、もう非常な強さであります。ところがこれは二週間たつて帰つて来ての話で、この灰を医学部の放射能科で調べましたところが、大体現一日に一〇〇程度減つておる。ですから初めのうちはもつと早く減つたろうから、それを逆にもどして考えましても、もう初めの時期の放射能は相當に強いものであつたろうといふことが想像できるわけですが、これは計算すれば出て来るわけですが、従つてそういう強い放射能のある狭い船の中に二十三人もの多くの船員が住まわれて、別に風呂もあるわけでもなく顔も洗われないといふ状態でありまして、着物にばいばいそれが着いておる。それが狭い船員室の中にござやぐに住んでおる。とつたまぐろも食べたといふのだから、手も汚れますし、灰もごみとして大分吸い込まれて、からだの中に入つてゐるだらうという想像もつくわけですが、これはたいへんなことだといふ

ので、東大に入院された方をいろいろ調査をいたしました。あまり詳しいことはあとで模様によつたらお話し上げますが、初め驚いたことは、例のガイガーといふごく簡単な計測器の音を持つて行きますと、ガアツといふ音がするくらい鳴るのであります。からだの表面、頭の毛が一番強く、それから顔、首、わきの下、それから手、陰部、足といふふうな、着物を着てゐるところでは割合に洗にくいところ、あかのためやすいところは一ぱいつておる。それで、中にも入つておるだらうといふわけで、もし中に放射能が入りますと、骨の中に入るといふことであります。骨の中に入りますと骨髄といふ血液をつくりまして、これが障害を起しまして、貧血その他が起りますので、いろいろ赤血球とか白血球とかを調べてみました。初め参りましたときは、先週の月曜日から火曜日にかけて、そうひどい赤血球の減といふことは認められなかつたのであります。これはたいへんなことだといふので、さつそく治療を開始いたしました。治療方法としては、もう御承知のことと思いますが、こういうふうにできました放射能は、今の學問の治療では、酸をアルカリで中和するように、打消して毒を消すといふ方法は全然ないのです。ただ機械的にこれを洗ひ去る、あるいはからだの中に入つたものであれば、小便とか大便とか汗、呼吸の排氣、そういうふうなもので外へ出すよりほかに方法はない。もう一つは、ただだん／＼放射能が自然に減つて行く時間を持つてゐるよりしようがない。ところが先ほど申しましたように、短いのは二・四時間というのがある

りますが、そういうものであれば一日、二日たてばなくなつたように微量になりますが、六十日とか、七十日、あるいはストロンチウムの九〇のごとき二十五年で半分になるようなものは、大體五十年待つておつて四分の一になるのでありますから、時間を持つて、自然に減つて行くのを待つていふようなことは、治療方法としては採用できないことになる。結局洗ひ去るか押し出すかするより方法はないといふことになる。それで頭の毛やからだの毛は全部かりとり、そりとり、そして石鹸のようなもので洗ひまして、からだの外についてゐるものを極力落とすといふことをまず始めたのであります。たとえば一例を申しますと、一人の人の頭の毛に九・〇ミリレントゲン・パー・アワーといふ放射能のありましたのを散髪いたしました直後は、二・〇ミリレントゲン・パー・アワーになりました。九が二に減つたわけですが、大部分は髪の毛についておるわけで、髪の毛をとりましたら二・〇に単位が下りましたので、その後三、四日一生懸命に洗ひなもので洗ひました後にはかなり減つたと二・〇、あまり減つてない。つまりもう皮膚の毛穴とか汗の腺とかいうところにしみ込んでゐるものは、なかなか取りにくいといふことがわかりました。けれども總体として、からだの外についておる放射能性の物質は、そういうふうな機械的に洗うといふことになる。また洗ひにも石鹸の種類とかいろいろな薬によつて落ち方が違ひますので、それを研究いたしました。いろいろ洗つておられます。非常に手数がかかるのであります。一生懸命にやつておられます。それによつて大

体少いところが四分の一、多いところが十分の一ぐらゐに減つておられます。たくさんあつたところは十分の一ぐらゐになり、少ししかなかつたところも四分の一ぐらゐに減つておられます。しかしこれを全部ゼロに取り去るといふことはむづかしいんじゃないか。皮を全部むいてしまへばとなく、少々あかすりぐらゐでは取れないといふ状態にこびりついておられます。今から言へば非常に残念なことではあります。そのビキニの付近で灰をかぶつた瞬間に、そこに東京大学があらまして、そしてわれ／＼が一生懸命に洗つていけばこんな問題にはならなかつたのであります。が、不幸にして二週間の間東京大学がそれを知らなかつたといふことは非常に残念なことではあります。今後こういうことになつたら、すぐに東京大学へおいでになれば、洗つて差上げるといふことも言えるのであります。それは一例であります。今度はからだの中に入つたものをどうするかという問題であります。これは一方において医学部で動物実験を現在行つております。その第五福竜丸へ落ちました灰をねずみに食わして、それから注射してみる。そうするとその放射能性の毒物がねずみのからだのどういふところに分布してどういふぐらゐになるののどういふ検査であります。これは治療上非常に必要なことであります。その見当がつかますと、そのデータの上で人間の治療を進める。それを今日までわかつたことを申しますと、ねずみに食べさせますと、食べものの大部分は胃から、腸から便になつて素通りするやうであります。それはまず一安心といえますが、その一部分が吸収されま

す。胃あるいは腸から吸収される。そして肝臓に入る、そして腎臓に行つて一部分は尿に出ます。それから一部分は腸にまた参りまして大腸から便の中に出ます。ところが驚くべきことには、一部分が吸収されたうちの大部分が骨の中に入る。骨に入つたものが今後一週間、二週間とどういふ状態でも骨の中に残つておるかといふことは、まだ一週間たつたばかりですから、時間が足りなくてまだわれ／＼には言い得ない。今後ずっとそれを続けて行きたい。そのためには灰が足りない。もう少しその灰がどこにあつたらうかといふ希望も起る。で、第五福竜丸をごらんになつた方もあるかもしれぬが、もう灰はない。船にしみ込んでゐる。船を削つてそれをねずみに食べさせるかといふことになるのですが、どこかに灰を持つてゐる人がありまして御提供をお願いしたい。ところで、注射いたしますと大部分は骨に入つてしまふ、それから肝臓腎臓に入る。それから出るのはいづれに於ては、腸の中に出て来るといふことは、治療の上において非常に明るい見通しの一つであります。腸の中に少量ずつでも出て来れば、それを便としてからだの外へ排出することが可能であるといふ見通しがいつて参りまして、今後極力そういう方面の治療を進めたい。

一方白血球の問題であります。入院された当時は六千あるいは七千くらいで、ほとんど普通の人の数でありました。が、だん／＼に減つて参りました。きのう、きょうあたりは四千台を前後してゐる、半分くらいに減つておられます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

焼津の人のうちで一人、きのう二千九百幾らという数字が出たそうでありすが、二千以下になりますと、生命の危険ということを考えなければならぬことになる。

それから骨に入りますから、骨髄を障害するわけでありすが、人間で骨髄の検査がやられておりますが、それは骨に針をさして、骨髄の一部を吸い出して、いろいろ細胞の検査をするのですが、骨髄を正確に検査しましたのが、今日まで六例でありすが、六例とも骨髄の細胞が減つておりすが、骨髄の細胞と申しますのは、一立方ミリメートルの中に骨髄細胞というものは大体二十万程度あるのが普通でありますけれども、その数が約半分に現在減つておる。骨髄細胞が減つておるといふことは、非常に重大な問題であります。ことに骨髄の中に巨大細胞というものがあつまして、それは血小板というものをつくるんです。血液の中の血液の凝固とかいうものをつかさどつてゐる血小板というものをつかさどつてゐる血小板というものをつかさどつてゐる血小板というものが非常に非常に少なくなつておる。一方血液の検査で、血小板というものは、普通一立方ミリメートルの中に二十万くらいあるものでありますが、それが十万くらいに減つておる人がある。これが五万くらいにまで減つて来ると、出血症状が起つて来るのですが、まだ出血症状が起るまでは血小板は減る時期が来ていない。今ちょうど検査後三週間でありすが、今後もう一週間後の四週間か五週間くらいか、非常に重大な時期じゃないかと私は考へております。こういうふうな血液に相当の変化が起つて来ておりますので、この除治療上

万全の手を打たなければならぬ、こういうことであります。

もう一つ誤解を防ぐために申しますのが、広島、長崎の場合は、原子爆弾が爆発した瞬間に出ました非常に強い熱と爆風と放射能と、三つの作用によつて数方、数十万という人が障害を受けてゐる。ところがその原子爆弾が爆発してできた粉は、幸いなことには広島、長崎の町には落ちて来なかつた。非常に高いところへ吹き抜けてしまつて、ほんの一部しか落ちてこなかつた。そのために特別な障害を受けたという人はなかつたけれども、今度の場合は非常に遠方でありすが、何かが爆発したのだか知りませんが、爆発した瞬間に出た強い熱と爆風といふものは、第五福竜丸はちつとも影響を受けていないわけだ。ただどういふわけでありすが、爆弾のかけらといふものは、灰が落ちて来たといふことで、こういう状態になつたのであります。従つてわれわれの間で相談いたしまして、今度の漁師たちの損害の病名は、決して原子爆弾症と言つてはいけな、急性の放射能症と言ふべきであらうといふに、ひとまず決定いたしました。大体のところそういうことでございすが、なおそれにつきまして、ほかにも少しデータを持つておりますので、お尋ねになる点がございましたらば、後ほど御説明を申し上げたいと思ひます。

○青柳委員長代理 次に委員から都築さんに発言を求められておりますので、これを許します。岡良一君。

○岡委員 先生もお急ぎでありますので、要点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。私もアメリカの新聞で伝えられるところによりますと、最近アメリカでは、トリチウムとかリチウムが核分裂の実験段階に來ておるといふことを聞いておりますが、木村教室の御研究の結果としては、トリチウムやリチウムのようなものはなかつたかどうか。

○都築参考人 私、化学の専門家でないのですが、木村教授に伺つたところでは、リチウムはまだ検出されてない、今検査中であるやうであります。それから重水素とか三重水素、そういうものは、うまく爆発してしまつて、そこでなくなつてしまふものですか、福竜丸の上の灰からは検出し得ないのじやないかと思ひます。

もう一つは、いづれ水素爆弾にしても、原子爆弾を火つけに使うのでしようから、ウラニウムがプルトニウムかといふことを検査中でありすが、まだ確かにプルトニウムをつかまえる点にもウラニウムをつかまえる点にも行つていない。ただ確になつたことは、コバルトがないといふことであります。

○岡委員 次に、たしかこれも先生の御著書で私も読んでいますと思ひますが、広島や長崎の体験によりますと、あの放射線が人体を照射した場合に、中性子によつて体内の變あるいはクローム、ナトリウム等がみずから活性を帯びて放射能を出すことになり、活性があるいは呼吸器その他の組織細胞の病弱なるものに對する附帶的な影響を慢性的に起して来る、こういうことが第二次の放射能症として、しかも非常に誘導的な作用をしておるといふことを聞いておるのでありますが、現在の患者については、そういう点は先生の

見られたところではどうでしょう。か。

○都築参考人 お答えいたしますが、それはいわゆる誘導放射能といふやつですね。誘導放射能があるかないかといふことが非常に問題で、先ほど申しましたやうに、私たち初め灰の主成分が炭酸カルシウムであるといふことを聞きまして、これはたいへんなことだと実は思つた。というのは、その炭酸カルシウムが、かりにさつき想像論として申し上げましたやうに、島の爆発のかけらであるものとすれば、今お尋ねにありましたやうに、爆発のときに中性子はどうせ出ていますから、中性子が島に當つて、島のカルシウムを活性にして、誘導放射能を帯びさせて、それが灰として飛んで来た場合にはたいへんなと考えました。

中性子は第五福竜丸の上には、そういう活性を帯びる程度には及んでいないと思ひますから、それはいいとして、島は爆発点から近くて、百五十フィートでございまして、島へは中性子がうんと當つておると思ふ。そのカルシウムが飛んで来て、カルシウムが誘導放射能を帯びて活性になりますと、その半減期が百八十日くらい、約半年かかります。さつきのストロンチウムの二十五年に次いで恐ろしいものである。だから灰の炭酸カルシウムは活性を帯びていない。放射能を持つていないのです。それは今回の場合は、いわゆる誘導放射能、中性子による活性化、すなわちでさつた名前としては誘導放射能による障害といふものはまずないもの、大体こういう方針のもとに今やつております。

○岡委員 昨日も静岡大学の鹽川博士の御意見、御研究の結果を聞きます

と、福竜丸の甲板にあるたえば鉛だとか、また鉛のための鎮だとか、そういうものをレントゲンではかつてみて、いわばアイソトープ化しておらないうといふところから見ても、中性子による実害といふものは、あの乗組員に關する限りはないのではないかと申してお話でありましたが、それといたしましても、しかしたとえばビキニの環礁において、現に原子爆弾、核分裂の実験が行われるならば、中性子はやはり海面に何らかの作用を及ぼすものではないかと想像できるわけでありすが、その点についてたえば海水の中に放射能を帯びた灰なるものが浮遊した場合、これがどういふ影響を与えるものでしょうか。

○都築参考人 これも専門外のお尋ねで、私も責任を持つては申し上げかねますが、実はこのごろ毎日大学で食堂会——食堂へ各学部の者が集まりまして、私の来るのを待つておりました。きょうも実はそれをやつてこへ参つたのであります。いろいろ専門家が参りましてそれを聞いてみますと、今の放射能を帯びましたものが、灰がごみか知りませんが、海の中へ落ちる。そうするとたえば黒潮のようなものでありますと、ある一定の幅と深さをもつてまわつておりますから、黒潮で洗われるところは全部放射線の灰で洗われるといふ可能性は十分あるだらうと思ひます。その分量は海のことであるから非常に微量にはなりまして、うが、無影響というやうに断定するわけには行かないのだらうと思ひます。それから私も魚が放射能を受けたら一体どうなるかといふことをまだあまり研究したのがない。少し手遅れ

であります、これから研究しなければならぬ。ことに日本としては重大問題であります。想像論としてはいろいろあります。たとえば、その想像論の一部を申し上げますと、近くにいる魚は爆発のために死にます。これは広島でも、たとえばあそこ浅野さんの泉亭の魚が白くなつて浮いておつた。それをほかの魚が食うものがないから、しかたがない、食べた。あとになつてやれ／＼といふことでみんな心配したといふ話があります。それは死んだ魚はさしつかえない、日本まで流れ着くことはないだろう。ところでたえずそういうことが行われるということになりますと、われ／＼の一番心配することとは、魚の繁殖力といふことに何か影響しやしないかといふ問題であります。これはするしないかわかりませんが、学問的にはわからないけれども、かりに影響するとなれば、これは日本民族として非常に重大な問題であつて、日本の民族の主として蛋白質源としての魚は、魚に依存している国でありますから、その魚が減つたといふことになりますれば、筋を引いて制限される以上、筋なんか撒散されても、魚がいなくなつたといふことになれば、一体日本はどうすべきかといふことが、水産方面では今後の大問題になるのではないかと。これはまづたく想像論であります。できればそういう方面の研究を、今後別途の専門家によつて行わなければならぬものであるといふふうに考えております。

ものが、水に落けないといふ話でありますから、日本近海に回遊して来る浅海魚がこれをやはり持つて来る。いおば飲んで体内に持つておるといふような心配も考えられるし、あるいは中性子によつて活性を帯び、従つて放射能を帯びておる海水の諸種の元素が放射能を帯びておるもの、そういうものが日本の近海に流れて来るといふことも考えられる。こういうことが常識上十分可能なことではないかと思ふのであります。その点先生のお考えはどうでしょうか。

○都議参事人 それはもう私も同様な考えでございます。

○岡委員 先生の取扱つておられる患者についてでございますが、かりに中性子による第二次の誘導性放射線症といふような病状は考えられない、杞憂にすぎないといはしてしましても、先ほどの説明のストロンチウムなどが骨に付着し、沈着してしまつて、そして骨髓細胞組織と破壊する、こういう病状が今出ておるわけでありまして、これがその被害を防止し得て、そのために今全力を上げておられるようでありまして、広島や長崎などの御経験から見ても、一体これならば大丈夫であるといふ今後の明るい判定をなし得るには、なおどの程度の患者の観察を怠らずやらなければならぬのか、その点承りたいと思ひます。

〔青柳委員長代理退席、委員長着席〕

○都議参事人 お答えいたします。これは非常にむづかしい問題でございますが、むづかしいといつておつたんです、事は進歩しないのでありますから、現在のわれ／＼の考えではひとまず大

体の見当をつけるのに必要な日数が二箇月、二箇月たつたら大体の見当がつくだろう。それからこれで大丈夫といふのは数年を要するだろうと思ひます。それが五年でありますか、十年でありますか、二十五年でありますか、私は存じませんが、少くともストロンチウムの半減期の二十五年くらいまでは、観察を必要とするのではないかと、いふふうに考えます。

○岡委員 その場合やはり単なる従来の医学をもつてしては、診断についても治療についても、きつめて困難な状態もありまうし、また同時にその治療を進めて行くためにも、いろいろと検査をしなければならぬところの領域が、従来の医学的方法以外に、いろいろとやはり原子物理学方面のエキスパートの諸君の知恵も借り、また直接その研究室にも依存するといふような形で、この今後の判定あるいは診療を進めて行く上においてはそういうことが必要にならうと思ひますが、これについては、先生の御意見といたしましては、やはり二十三名の漁夫はどうかで、そういう施設を持つて、総合的にその身体状況の変化に即応し、またそれに先行して手当を行ひ得る、こういうような取扱ひをいたさねばなるまいと考えられますが、その点について先生のお考えはいかがでございますか。

○都議参事人 お答えいたします。今のお考えは非常にむづかしいことと申しますが、私に考へておりましたことと申したく同様な考へかと思ひます。と申しますのは、広島、長崎の場合でも、私がかりに慢性原子爆弾症と名付けたらよからうといふことを先般提唱いたしました状態がありまして、それを長く

日本医学の手で、医学と申しまして、今おつしやつたように広い意味の医学であります。そういう意味で絶えず監視して必要な保護を与えなければならぬといふことを考へておるのであります。かゝつて広島及び長崎の事件がありまして、文部省の研究機関としてできました被害対策特別委員会といふものは、その制度の上から三年で打切ることになりました。その後どうしてもこれは続けなければいけな

いといふわけで、いろいろ奔走いたしましたが、永久的の施設がなか／＼つてもらへませんので、とりあへず文部省の持つております総合研究費の一部をさいていたしまして、二十七年から新しく原子爆弾の後遺症の研究を主とする研究班ができております。一方厚生省所管の予防衛生研究所の中にも、同じような意味の協議会ができました。私両方とも委員をしております。厚生省の予防衛生研究所の方は、正確に申しますと、原子爆弾症調査研究協議会といふのであります。それは二十八年度には予算を百万円、ただいております。百万円で何をやるのかといふことは笑つたのであります。が、とにかく百万円いたしてきました。二十九年度はそれが幾らになるかは私存じませんが、一方文部省の総合研究費の中からわけていただきましたわかれわかれが奔走しております。その正確な名前が、原子爆弾災害調査研究班と申しますが、この原子爆弾災害調査研究班として、中泉教授と私が女房役になりまして、全国の大学から約三十名ばかりの委員に出でたのであります。それが二十八年度にもらい

した金が百四十万、二十九年度にもらいました金が約百八十万くらいでございますが、それで細々やつておつたのであります。かねて私と中泉教授がこの問題を重要視いたしまして、ことに最近各方面で、原子力の平和的応用といふ問題が非常に論議されております。原子力が平和的に応用されて石炭よりも単価が安くつくから云々、すぐにも飛びつきたいようなことを、皆さん非常におつしやいます。従つてその研究をしるといふことをおつしやいます。その声を聞くたびに、私たちははだえに舞がするやうな熱しさを感じておる。原子力を発生させるためには、どうしても同時に放射能が発生いたします。従つてそれを平和的に応用するためには、安全装置、防護装置といふものを考へなければならぬ。これが非常にむづかしいこととあります。たとえば米國におきましてもこの問題は非常に關心を持たれて、できるだけ安全装置をして放射能の障害を防いで、原子力をできるなら平和的に使おう、こういうわけであります。ここに持つて参りました本は、このごろ私いつでもカバンの中に入れて見ておるわけでありまして、アメリカの原子力の研究所のある機関で、日中には書いてないのですが、かつてあるアクシデントが起つた。そのために十名の人が非常に強い放射能にさらされた。そのアクシデントはどういうことであるかといふことは書いてございせんが、あの記事から想像いたしますと、安全装置に手抜かりがあつた。これは人間がつくる安全装置でありますから、どこにどんな手抜かりがあるかもしれないといふことは考へておかな

ければならぬ。アメリカの中でも十人の人がやられる。これはもうビキニの漁師の場合と違ひまして、二週間もほつつかないで、その放射能の強さもおかつておられますし、性質もわかつておられますし、安全装置の不完全さもわかつておられますから、障害の程度はちやんとわかる。即刻アメリカの医学の精鋭を尽して治療したにもかかわらず、十人のうち二人の犠牲者を出してあります。その写真がいろいろ出ておりますが、やけど—やけどと言つても火でない、放射能のやけどでありまして、この軽いのが今度の漁師に起つておられます。平和的应用ということをお考えの際、そういうことが起りますので、その点だけから考えてみましても、放射能によつて生物がいかに障害を受けるかという研究をする。できれば国家的、非常に大規模な各方面の学問の総力を集めて—学問というよりもいろいろ—な社会的関係の方も集まつていただいて、これは非常に熱心に即刻始めなければならぬ非常に重大問題だと思ふ。最近の福島の事件のようなもの、今後引続いて起る、あるいは先ほど御心配なされましたように、海の水がよごされてその水そのものから来る日本の害、それが今度は一旦魚に及んで、魚がいかに障害を受けるというものの害、いろいろのことを考へてみますと、日本としては原子力をつくるということも、いろいろな意味において必要でございませうが、どこでだれがつくるか知りませんが、それから人命を守る、原子力の障害、言いかえれば放射能の障害から人命を守るということが、人類という大きな立場に立つてみて、非常に重要な問題

ではないか、私は毎日それをつくつて考へておるのでありまして、今の御質問とまつたく私は同意見でありまして、これはできるならば何らかの方法で、至急に日本国が全力をあげて研究しなければならぬ問題である。アメリカもやつておられます。イギリスもやつておられます。ソ連もやつておられます。やつていないのは日本だけでありまして。われわれは細々やつてはおりますけれども、そのやつておる程度たるや非常に強い力にせざるを得ない、これを非常に地球上で今後そういう原子力の発生というものが、戦力として用いられるのはもちろんのこと、その戦力の準備実験にさへさういふ問題が起る。ことにそれが日常平和的に応用されるということになれば、必ずその際に放射能が出るのでありますから、その放射能による障害を、急性障害はもちろんのこと、慢性障害を調べてそれを予防し、不幸にして起つた場合にはいかにして治療するかということ、を、本腰になつて研究しなければならぬ必要が、この際われわれの身近にしみ／＼と迫つておるのではないかと、今度の御質問には私は双手をあげて賛成するといふふうにまで申し上げたいと思ひます。

○岡委員 そうしますと、現在の福島丸乗組員の被爆者については、関係学術界の代表をもつて構成されたいわば総合的な診療集団のようなものができまして、これがこれらの被爆者がもはや大丈夫であるという見通しのつくまでは、あらゆる努力を傾けてその診療検査に当る、そしてまたこの総合的な診療集団、学術界の代表をもつて構成された権威あるこの集団は、自己の診療ないし検査の結果については、やはり常に世界の学術界にもこれを報告する。これらの必要のための一つの手段として、現在の被爆者はこれを診療の場所に一括集中させる、これに伴う財政的な負担等については、この際政府は思い切つて政府の責任においてこれをやる、こういうような構想でこの問題の解決をするということが、当面の一つの大きなポイントではないか、このように思ふのでありますが、先生のお氣持はやはりそのように理解してよろうございませうか。

○都築参事人 もうまつたくその通りであると思ひますが、先ほどそのことについてあまり詳しく申し上げませんでした、五年、十年という長い間、そういう人を一箇所に集めておいておくと、お氣持を考へまして非常ないろいろのお氣持を考へまして非常な何であります、一箇月、二箇月様子を見ました上で、大して心配ないという方は帰つていただいて、よければまたもう一べんまぐる船に乗つてお魚をとりに行かれることも、一向さしつかえないと思ひます。とき／＼絶えず健康診断をしてやる。ところがその健康診断が、私が最近広島でも申しましたのですが、広島の場合の例の先ほど申しました慢性の原子爆弾症というもので、今の普通のならしの日本の医学の知識では——と申しますよりは、世界の医学のならしの知識であつては、私は申したいのですが、不十分なんです。そこでこの方面について、特にこの治療は先ほどお話ししましたように、狭い意味の医学だけではどうにもなり

ませんから、総合的研究機関を常設していただいて、そういう人が一箇月目に漁から帰つて来れば、帰つて来るときに検査をして、今度は行つてもよろしいとか、今度はやめなさいとかいふふうなことを、始終注意してあげる相談所ができるというような意味で、先ほどお話ししましたような精神が実現されるということに實際はなるのだらうと思ひますが、簡単に言えば今後長い間絶えず観察をする必要があるという根本のお考えに對しては、私もまつたく賛成をいたします。

○岡委員 先生は広島、長崎以来、世界での原子爆弾症の権威と、われわれは尊敬をしておるのでありますが、先生の目から見られて、原子兵器はつくらぬとしても、少くともわが国における原子核分裂に基づく身体障害等に関する治療を中心とする科学的な態勢は、世界に十分に誇り得るものである、日本のこの方面における発展は十分に世界のレベルを越えておる。少くともこれに劣るものではない、こうお考えになつておられませうか。

○都築参事人 それはちよつと私の口から申し上げにくいことであります、が、正直なところ私はそう思ひません。というのは、正直なところこの国でもゼロなんです。日本もゼロで、私はアメリカもゼロと言ひたい。何だかんだ言ひますけれども、結局結論はゼロです。ですから、どこもゼロなんだから、もし日本が〇・〇〇〇一だけでもプラスであれば、世界一になる。実は日本は零が幾つついた一か知りませんが、何がしか持つております。という点では数学的に比較すれば、いくらが多いかもしれませんが、私どもの力が

世界一だというふうなそんな慢心は決して持つておりません。世界で一番下だと思つて努力しなければならぬと思ひます。乏しい研究所で、日本ではそういう方面でフル・タイムで働かしている人間は一人もいない。私自身にしても、一開業医でありまして、この一週間来自分の病院ははつたらかして、副院長にまかせつきりでかけずりまわつてゐる。東大の教授にしても、学生に教えるのが本職であつて、そのかわり自分の学問的興味でもつてやつてゐる。でありますから、日本には少くさんの人はいりませんけれども、五十人でも百人でも三百人でもいいんですが、できれば安心してその研究に没頭し得るような学者をつくるという制度が必要であつて、そういうものができて何年かたてば、さつきの〇・〇〇一が〇・〇一ぐらいになるかもしれない、こういうふうにも思つておりますが、現在のところ日本ではこれだけの設備でこれだけやつておられますと、世界に誇り得るものは何ものもないのであります。この間も日米合同のシンポジウムがありましたとき、最後に鹽田先生があいさつされたのを、私は翻訳いたしました。先生はアメリカの広島に來てゐる者はフルタイムで働いてゐるが、日本は本務のほかにちよい／＼とやる。調査の金を見たとて、一人にわけますと、一番多くて十万円ぐらい、少いのは年に四万円ぐらいしかありません。年間百八十万円ですから……それでたび／＼東京に出て来いといふけれども、一度出て来たら研究費の半分ぐらいはなくなつてしまふ。そういうことでやつてゐるにかかわらず、合同のシンポジウムでとに

かく対等にやつたんだから、日本は偉いんじゃないかというのを言外に含めてあいつさされた。それを私が翻訳させられたときに、日本の人はノンプロだと言ったのです。アメリカはプロフェッショナルだ。日本はアマチュアじゃないかノンプロである。プロとノンプロが相撲をとつて、どうにかどつこいところまで行つたことは、日本のひそんだ学力にあるプラスがあるんだらう。ゼロではなく、そこにプラスがあるんだらうというところは、ひそかに考へておられますが、これは私の口からあまり大きくは申し上げられません。

○岡委員 アメリカが今度また核分裂の実験をやるといふ。大体同じ場所であるのじゃないかと思ひますが、立入り禁止区域を六倍ほどに広めました。先生は今度福島の漁夫については航海日誌、またからだの模様その他のことを、東大としていろいろ御研究になつたわけですが、六倍くらいに禁止区域を広めてみて、はたしてそれによつて今後の同様な核分裂に基く犠牲を避け得るものであらうとお見通しですか。今度やつたのは塔の上でやつたようですが、この次はいよいよ飛行機で運んで上空でやるといふことをアメリカも言つてゐるようであります。そういうこともあわせて、六倍くらいに立入り禁止区域を広めて被爆を防げるかどうか。伺ひのが無理であるかもしませんが、先生のお見通しはどうでしょうか。

○都築参事人 お伺ひになる方から無理な問ひであらうといふことでありますから、私も非常に気が楽であります。今度アメリカが何か四百五十マイル、地図で見るとウェーキ島にくついているところまで行つてゐるようでありまして、アメリカへおいでになるときにウェーキ島に近づくと、石けんと水くらは御用意になる方がよいでしょう。もし必要ならば洗う有効な薬が出て参りましたから、差上げてもいい。これはまあじやうだんですが、今度飛行機でやるといふと、理論的に爆発の及ぶ範囲は計算できません。あれども、自然に風で流れて来る。あの辺は下は東京から西、上は西から東へ向つて風が吹くのが昔からのきまりであります。風が吹いて来るというのに対して、風はおれは知らぬぞ、こう言われたら日本ではどうするかという問題であります。それはウェーキ島まで広げようが、小笠原まで広げようが、東京まで広げようが、北海道まで広げようが、風によつてはどこまでも来るんじゃないかと思ひます。それは来るかもしれないと思ひます。覚悟してゐる方がいんじゃないか。もしアメリカがどうしてもやるとすれば……私はそう思ひます。従つて全部灰をかくるかもしれない。現に京都大学の放射能はふえます。これは公にしてはいけないうことかもしれないが、アメリカのネバダで原子核の分裂が行われまして、四日後にニューヨークの自然放射能が四割ふえた。従つてシベリアのあの地点で原子核の分裂が起れば、日本の自然放射能が一〇〇程度ふえるはずだといふことで、今調べてゐるある国の人があります。その成績はまだ聞きませんが、かつてジャワの有名な火山が――名前は忘れましたが、千八百八十何年島が半分飛んでしまつたような

爆発をしたとき、火山の灰が地球の成層圏を飛びまわりました。何日かの間夕焼けが非常にきれいであつたといふ歴史的な記載があります。従つてこのごろ私もよく夜になるとながめてみているのですが、あまり天気がよいので夕焼けも見ないですが、模様によつては今後夕焼けによつてしるうと的に判断できるかと思ひます。従つて学問を離れて私一人としての感じから言へば、今後そういうものがあれば、アメリカがそれをいくら四百五十マイルにしようが九百マイルにしようが、風の向きによつてはどこへどんなものが飛んで来るかわからない。従つて物理学者に頼んでおいて、ある程度の放射能が来たといふことになればどうするかというところも、場合によつては医学的に検討してみなければならぬといふことは、とき／＼考へていたし、何が、何さま今は二十三人の人で二十四時間づつ通してかけずりまわつておられますので、将来の灰をかぶることについての方策まで考へたいと考へてあります。最近ジュネーブへ参りますから、ジュネーブへ行けば新聞記者はあまり来ないと思ひますので、ゆつくり灰をかぶることを考へたいと考へておられます。これは重大な問題であつて、遠いからよからう、立入り禁止区域を拡大すればよからうといふことは、私も御同様に言えないんじゃないかと思つておられます。

○小島委員長 柳田君。○柳田委員 都築先生にお尋ねしたいのは、放射物質の内容が明かにならなくても、アメリカの方から治療法を十分心得たお医者さんが来るんだから、それによつて適当な治療ができることに成ると思ふ、こういう意見も今一部にあるのですが、先生の新聞発表等を読みまして、最初にはいかなる核分裂をしたか、その正体を知るのが先決問題であると言われている。ただいま承りますと、それは月の世界ではなし、地球の上のどこか知つて人間から教えていただかなくとも十分やれるというお話でありますから、われわれもやや安堵したのであります。それはとにかく、最初に私の申しましたようにそれに対して十分に治療ができるであらう、こういう見解に対してはどうお考えでありますか。

○都築参事人 それは新聞にもちよつと出ておつたのであります。私をして言わしめたら、地球の上のどこにこの病体を十分に治療し得る熟練な医者がいるか。いるなら来てもらつたら非常にけつこうです。きよう一時四十分という電報をよこしましたけれども、さつき新聞社の話では今晩十時ごろになるやうであります。アメリカからミスター・アイゼンバッドという人が来る。これはアメリカの原子力委員会のヘルス・セイフティ・アンド・ディヴィジョン――健康管理並びに保護部門といひますが、それが参りまして、その原子力委員会の生物医学部門の長をして参ります。バリーという人が――私は個人的にも知つておられますので、きのう電報をよこしまして、今度是非常にお気の毒であつた、けれどもお前が一生懸命やつてくれておるので、こちらには非常に感謝してゐる。ついでには何らかのお役に立つと思つて、今アイゼンバッドという人を至急飛行機でやってくるから、何なりとも用事があるなら言つてくれ、という話であります。

で、アイゼンバッドはそういう方面の第一人者でありますから、来たら何か名案があるか聞いてみたいと思つております。

率直に申しまして、世界中にそういう人は一人もいないだらう、われ／＼もできるならそういう人間の端くれの一人になりたいと思つて、今勉強しておるところであります。

○柳田委員 私は実はこの前の厚生委員会において、この問題を質問したのであります。そこで広島、長崎の災禍に次いで三たび、宿命と申しますが、日本人がこういう災禍をこうむつた、従つてこの恐るべき原子力兵器に対するところの災禍の本体、あるいはこれによつて起るところの人体がこうむる被害に対するところの病理、あるいはその治療法というやうなものは、日本人として、私はむしろ世界中のいかなる国の人々に対しても率直にこちらから公表し、さらにまた世界中のいかなる人々の協力も得、そこには崇高な人類愛並びに人道上の問題から、政治的な要素などあるべきではない、かように私は考へておるわけであります。これに對しまして都築先生はどういうふうにお考えになりますか。

○都築参事人 私もその御意見にはまったく賛成であります。さつき申しましたのは、つまり灰の成分は知らしてやらなくても、治療に堪へる医者を送つて、十分な治療をしてやればよからう、言いかえれば受身の立場に立つてみれば、灰の成分は知らしていただけてくたさつて十分に治療をしていただければ満足ではないかという考え方に對して、私は反対でもございませ

が、異議を申し立てたい、こういうわけであります。

むろん今も申されましたように、これは世界人類のためだから、世界中の科学者が集まつて協力してやろうということは、それは当然なことで、私どもは非常に賛成であります。でありますからそれ以来、それ以来と申しますのは広島、長崎以来のことでありますが、私は放射能の問題を——実はアメリカとつくんだのは大正十五年なのです。大正十五年にデトロイトのレントゲン学会で、私はうさぎにレントゲン線を三時間続けてかけると、うさぎがこういうふうになつて死ぬぞという実験の結果を持つて行つて報告した。そうするとそのときに、そんなことを実験するのは医者でないと云つて、非常に非難をされた。そんな動物に初めからしまいまでレントゲン線をかけるといふことは、われ／＼もふだんやらぬことだから、やらぬことをやつてどうする。第二には死ぬまでレントゲン線をかけるなどということは、そんな無駄なことがあるか。学問的には非常におもしろいけれども、お前の言うことは、実際には適用できないことだという非難があつた。それからアメリカとつくんでおるのです。それで二十年たつて、昭和二十年にアメリカの調査団が来ましたが、私はその研究報告を持つて来て、これが二十年前にやつたわれ／＼の動物実験であつて、今度お前たちは、広島、長崎でヒューマン・エキスベリメントをやつたじやないか。そういうことから私は今日までこの問題について、悪い言葉ですが、どろ田に足をふみ込んだようなかつこうになつてしまつて、アメリカ

から何べんか、しかれたりなんかに
ましてやつたのですけれども、とにかく人類の将来のために、これは結局私
が死ぬまでやらなければいけないじや
ないかというふうに考えますので、け
んかしてしまわれながらも私はこの問
題をやつてゐることは、全人類のため
であるというのでありますから、この
問題はアメリカからでも、イギリスか
らでも、ロシアからでも来ていただい
て研究していただきたい。けれども日
本医学の立場ということから申しま
す、古い言葉でありますが、やはり
われ／＼は祖国というものを、どうし
ても忘れることができないものであり
ますから、今度の二十三人の船員たち
の治療は、できるならどこまでも日本
医学が指導権を持ちたいという希望は
十分あります。手伝つてもらうことは
非常にけっこうですけれども、全部向
うにまかしてしまふということとは、日
本に医学がなければともかく、相当の
プラスがあるとすれば、どうしても日
本が主になつてやりたい。そこでこれ
は大きな問題でありますから、どこか
らでもお手伝ひに来ていただけるなら
ば喜んで手伝つていただいて、全人類
のためにつばな調査をしとげて、も
し不幸にして次の事件が起つたよう
な場合には、万全の策を講じたいとい
うのが私の衷心の考えであります。

○柳田委員　ただいまことに御謙遜な御発言がありました、その問題についてできるならばという一つの前置詞がありましたけれども、私ではできぬは問わず、これは筋道としてあくまでも日本医学が主体となつて、しかもそれに対して今先生のお話のように、全世界の、地球上のどの学者

が来られてもいい、またその結果をこの国にも公表すべき日本人としての崇高な義務があり、また権利もあるということを、きのう私はここで表明したわけでございます。そこでおそれますのは、今MSAによりますと——先生と政治論をするつもりは絶対ございませんから、そのおつもりで、MSAを受けましてちやちやな兵器弾薬等を受けましても、やれ秘密保護法とかんやとかいう法律をつくらうとしておるやさきでありますから、原子爆弾ですか、水素爆弾ですか、何かの爆弾によつて起つたところのかけらであるとか、あるいはそれによつてできたところの原子核分裂の物質の性質であるとか、そういうものまでも秘密保護法によつて、あるいは秘密保護法の条文にはそれも拡大解釈すればひつかかるようになつておりますが、そういうふうな圧迫が今後来ぬとは保証できない。むしろ来るのではなからうかという危惧を持っておりますので、これは先生から特に私は御答弁を得ようとは思いませんが、ある程度の政治的な圧迫が日本の学者に来るだらうということが予想される。しかしながら、そういう場合に、原子禍にさらされた日本人としての崇高なる立場から、あくまでも学問の自由のために、また人類の幸福のために、日本の学者としての自覚のもとに毅然たる態度をとり願いたいと思ふのであります。

今國民として一番関心になつておりますのは、放射能にさらされた人々ともより、さらにこの放射能を持つたところのまぐろなりさめを食べた人が、実は内臓戦々きよう／＼としておる。ことに新聞の伝えるところによりまし

ても、原子力によるところの症状というものは忘れたところに出て来る、こゝいう点で非常に戦々きよう／＼としておるように思ふのであります。ことにまぐる等は相当大範圍に、二十数県なばらまかれており、大阪においてもザイガー・カウンターにタッチされておる。金沢においてもストロンチウムカ〇ですか、すでに証明されておるといふようなことでありますので、これも先ほどの先生のお話のように二月ぐらいで大体の見当がつくものであるかどううか、一応お尋ねをしておきます。

放射能にさらされた人は、皮膚から、あるいは呼吸器あるいは消化器、この三つからその害を受けると思うのですが、その魚を食べた人は、おそろしく消化器から入つて来るわけでありまして、そういう点の平易な医学的の解明を、この機会に国会を通じて国民にお知らせ願ふ意味において、御発表をお願いしたいと思います。

○都議参事人　その点につきまして、数日來魚河岸の連中から非常に責め立てられておまして、一昨々日でありましたか、金曜日、東大の医学部の放射線科の主任教授であります中泉教授と私という／＼相談いたしました、声明というほどでもありませんが意見を發表いたしました。その結論は、魚を食べたということについては心配がないということでありまして、と申しましたのは、福龍丸に積んで参りましたすのこは、福龍丸に積んで参りましたすのこにさめのひれ——支那料理に使用しますあふかのひれというのは大部分さめだそうであります、そのさめのひれは相当なものだつたらしい。あのさめのひれを毎日々々支那料理屋に行つて、たら腹お上りになりました

ら、それは例外として、まぐろの刺のごとでありますから、二きれか三きれ、多くても十きれくらいまでのこととだるうと思ひますので、そんな心配はない。この間新聞記者に、まぐろを日に一尾ずつ十日間食べたいらいつしやいと言つたんですが、まぐろの刺しをお上りになつたり、おすしの上に載つかつてゐる薄いきれや二きれをお上りになつても、それはたとい福竜丸に積んで来たまぐろであつても、今日福竜丸から見ればさしつかえなかつた。たがだ厚生省の食品課の方の人が全部廃棄物処分にしたから、今もしそれがさしつかえないうことになつたら、廃棄物処分にしたのは行き過ぎであるといふこととで、体河岸から賣められて弁償しなければならぬといふ問題になるから、そこはあまり言つてくれるなといふこととであります。(笑聲) 今度私は専門外のことを大分勉強いたしました。寒はまぐろとさめの区別などよく知らなかつたのですが少し覚えたのですけれども、そんなことでそこは少しにおおせまして、福竜丸に積んで来た魚のうちこのこれはあぶなと思つたものは全部処分した。少しのそう大して悪くないものは二十何軒かに流れたけれど、それも、それも一ぺんや二へん食べてもつとも心配ない。このあとからは福竜丸は来ないのだ、こう言つたのです。それが終つて新聞記者が帰つたところに、今度は厚生省から電話がかかつて来まして、また築地に入つた。ガイガーを持つて行つたらブー／＼言うというわけで、またたいへんだということとで中泉君が行つた。そうしましたら船のデッキと船員の帽子がガイ／＼言うのであつて、中の魚はうんとすう

とも言わない。大丈夫。ところがその船はさつきの問題にも関係しますが、三月の一日にはビキニから二千海里離れていたので、船の途中にビキニから二百マイル離れた地点を三月六日に通過した。にもかかわらず帰つて来たときに、その帽子が鳴るのですからたいへんなことだということになるんです。けれどもその分量は、ミリ・レントゲンで申しますと、間違いがあ

るかも知れませんが〇・一以下ですから、健康障害には全然ならないで、その連中は帽子をかぶつて何日おつても、別にどうにもならぬはずで、けれどもその帽子は毒があるから捨てたらかうとうとにしたらわけですが、そのような意味で魚の問題は心配ない。従つて魚を食べた人の健康については、二月という日数を待つ必要はないのです。今日たゞいま、全然心配はいらない、こう私は申してもよい。ここにさつきの魚河岸と厚生省の食品課の将来の弁償問題がちよつとひとつかかりますので、初めの強くよごれたものは適当に処分したからという前句をつけていたで、その他の魚はよいといつて現在判を押しておる状況です。そのときまた新聞記者に言つたのです、そういつて魚はどんな腐つた魚を食べてもよいのだという印象を受けられたら困る。かつ東京の魚河岸というのは、御関係の方がおありになるかも知れませんが、あれは実に不衛生きまるところで、これも注意してもらわなければならぬのですけれども、赤痢とかチフスとかいう伝染病は、今日の議論の外にあるんだ。在外世間というのは食べてよいという、腐つた魚でも、赤痢菌やチフス菌がついておつて

も、東大の放射線科が証明したからよからうというので食べられるとまた困りますので、その点注意した方がよいんですが、これはどこかに御発表になるんでしたら、怪しい魚は全分処分したから、たゞいま売り出したものはない心配はない。それはごく神経質な物理学者がはかれば幾らか出るかもしれないが、このくらいの程度では人間はちつともさつつかえない。それを心配しておつたら、東京の町の中のはこりには吸えないということになります。そんなに人間は弱いものではないので、すから心配はないということをし、かすべき機関からはつきり言つていたで、私はさしつかえないと思います。

○柳田委員 それで今度は二十三人の人人になつて行くわけですが、今申しましたように、皮膚から、消化器から、さらに呼吸によつて肺臓に入る、この三つの経路の中で、今後予想される原子病に対して、どこが最も警戒を要するとお考えになりますか。またその三つについて、大体皮膚から入つたものはこの程度で大体の予後が判定できる、消化器から入つたものはこれだけの年数で予後が判定できる、呼吸器から入つたものはこれだけの年数で予後が判定できるという大体の見込みはどうですか。

○都築参考人 現在までのわれわれの医学から判断いたしますと、それは皮膚から入るうと肺臓から入るうと胃腸から入るうと、どこから入りましてもまったく同様だと思ひます。それを別々にわけて考えるということとはできない。従つてその必要がない。入つてしまえば結局血液の中に入りますから同じことである。ただ入る度合いとい

いいますか、同じ分量を持つて行つた場合に、皮膚にすり込んだ場合と肺臓に吸い込んだ場合と飲ませた場合とは違ふかも知れませんが、それはなかなか今の検査ではきめかねるのであります。もう少し灰をたくさんもらつて大仕掛な動物実験をやつてみたらわかりませんが、何しろ〇・五グラムしかないのですから、うかつに使つてしまつてなくなつてしまつてはたいへんだというので、嚴重に鉛の箱に入れてしまつて、少しづつ主任者が出してやつては研究いたしております。ほんとうのねずみのくそくらいの分量しかないのですから、その一かけらずやつておるのでもわからないが、大仕掛にやつたらわかると思ひます。現在のところはわからない。のみならずそれがわかつてる学問的な興味でありまして、実際に入つてしまつたら、どこから入りましても同じだらうと思ひます。先ほど申しました二月くらいというのは、広島島の経験からいつて、大体二月くらいたちました場合に急性の症状が終つたので、それから二月ということを書いて出したのであります。これは間違つておりましたら、またそのときになつて訂正いたしますが、大体そういうふうなことは、どこから入つて来ても同じと考へてよいのではないかと。今のところは皮膚にくつついておるのがあるもので、それを何とかして早く出すというので、それには汗をかかせのも一つの方法ですけれど、むやみに汗をかかせると新陳代謝が高まるから、腸の中なんかにうろ／＼しておるもの、あるいは皮膚の深いところにうろ／＼しておるものが、早く吸収されるというおそれもありますので、これは痛しかゆし

ですが、皮膚についておるものを何とかして吸収されないようにしたいといふような方法も考へております。腸に入りましたものは、大体三週間たつておりますから、普通の人間だつたら大部分便として出てしまつておる。その間に吸収されたものということになると、どこから入りましても、大体同じである、ひとまず申し上げておきます。

○柳田委員 最近の報道によりまして、白血球が減つて来たり何かして来たと報じておる新聞もありまして、私はその予後についてはかなり危惧の念を持つておるのではありませんが、今回の被害は、先生のお見通しでは、当の患者の予後等は重大な問題だと思ひますけれども、社会問題としてこれを見たときに、これは一応人によつて違ひましようが、おの／＼患者を比べて、その後の経過で、大体被害はある人によつては相当重くもなるし、ある人によつては思つたよりも軽い、どういふような結論になりますか。おしなべて一様に思つたよりも軽いといふようなことになりませんか。おしなべて一様に軽く見てはいけないといふようなことになりませんか。その点をひとつ……。

○都築参考人 これは医学的な立場からの答弁と、一般論としての答弁とで非常に違つて来るわけでありまして。まず最初に医学的の答弁、従つてこの内容はすぐつ抜けに新聞なんかに出ることは私としては困ります。そういう前提のもとにお話させていただきます。

先般来この生命の問題について、あらゆる方面から聞かれるのです。私の答へはいつでも今日は生きておりま

す。明日も多分大丈夫くらいなことは言ひますが、その後はわからぬ。何でもそうですが、ことに放射線の感受性というものは、毛髪でございまして、毛につきましては個人差というものがない、非常に少ないです。年齢差はあります、しらがは抜けにくいもので黒い毛は抜ける。黒いのは若いからだ。しらがはかるうじてくつついておるだけであまり働いていない。中は働いていない。従つて広島の場合もごましかは毛が抜けて白い頭になりましたね。あとで直つたらまたごましかになつた。今度はえて来たのは黒だ。でありますから毛の抜けるといふことは大体において個人差がありません。大体レントゲンの単位で四百レントゲンといふものを受けますと毛が抜けますけれども、内臓の障害は非常に個人差があるのです。その点で今度の二十三人の犠牲者も大体同じような障害を受けただらう。初めは外で灰をかぶつた人はひどくう、機関室の中で灰をかぶらなかつた人は大したことはないだらうと思つておつたけれども、いろいろ話を聞いてみたり、帰つて来た船を調べてみると、先ほど申しましたような結果であります。みな二週間がちや／＼にやつて来たのでありますから、全部同じ障害を受けておると思ふねばなりませんにもかかわらず、こういう場合は障害は非常にまち／＼であらうと思ひます。すなわち生命に関する予後もまち／＼であらうと思ひます。大体医者といふものは——この中に臨床のお医者さんもおいでだらうと思ひますが、病気になるにたつたときに何とかくつをつけていろ／＼検査してみま

すが、大体見た瞬間にこれはあぶないぞという気がする病人がよくあります。そういう感じから言いますと、どうも今度の二十三人のうちの約一〇％くらいは、少くとも犠牲者を出すのではないか。いけないのじゃないかと思うのが現実の数では二人が三人という事です。従つてそれを一生懸命に治療して、その犠牲者がゼロであつたという事で、日本医学が凱歌をあげたい、こういうことで、実はそういう伏線を張つてゐるわけではないのですけれども、どうも今日までの経緯からいって、約三週間で白血球が三千以下に下つた人がすでに一人出たという事は、ここ一、二週間のうちにさらにそれが悪化して、もし菌膿とか腸とかあるいは皮膚あたりに出血症状が起つて来たということになりますと、血小板が五万以下に下つたという証拠でありますので重大問題になります。ある何人かの犠牲者が出るかもしれないという事で、一生懸命にならなければいけないものだといふうちに実は考へております。けれども一般論としては、たび／＼新聞に発表しておりますように、まあ命にはさしかえなからう、大部分は回復されるとあらうといふことを申し上げますが、その点は心の中と口とが少し食い違つておることを御了承願います。

○小島委員長 委員の方及び傍聴の方に申し上げます。ただいまの言葉の中に医者としては外に漏れては困るという言葉もございましたから、先ほどのお話につきましては秘密を保つていたきたいと思います。

○柳田委員 実は私も直接當つていないし、第三者として、傍聴者としての立場から多少医学に關係した者として、実はかような危機を私は持つておつたので、その点を先生に込み入つてお尋ねしたのであります。たゞ、二十二日の読売新聞を見ますと、IN Sの発表でビキニの水素爆弾実験を視察した後、東京を訪問してアメリカへ帰つて来たバスターという米上院議員が、「放射能による日本人漁夫の被害は当初報ぜられたよりもはるかに輕いものである」と言ひ、次のような声明書を發表した。日本に滞在中原爆被害調査委員会の活動状況を調査したが、その際アメリカ側官憲から、第五福竜丸乗組員の二十三名の日本人漁夫に關する不幸な事件について、あらゆる資料の提供を受けた。その結果残念なことだが、最初の報告は事件を誇張したものである。今度の火傷を實際よりもはるかに重いように伝えたことがわかつた。東京を去る前に同院合同原子力委員会の二人の委員とともに、原爆被害調査委員長のエートン博士と協議を行つた。どういふように発表しております。これについては、最初に日本に滞在中の広島、ABCがその状況を調査したというのですが、これは悲しい事実ですが、われ／＼日本人は原子力に關するところの物理的研究においても、医学的研究においても決して世界には劣つていない。むしろ世界のビークにあるのじやないかと思う。日本側の発表を示してやつておるのではありませんからこれは水かけ論になりますが、アメリカはみづから犯した過失をどういふような議員が帰つても、やはり過小評価せんとおるきらいがこの記事にもあり／＼と現われておるのです。これはおそろくわれ／＼が

想像してつたよりもはるかに深刻な被害が、時がたつて出て来るのではないかという危機の念を持つておるわけでありませう。これに対しては別に先生に御答弁を求めようとは思いません。

最後に一つお伺ひします。これには何か特効薬があるようにいわれてあります。エチレン・ジアミン・テトラアセテック・アシッドですが、それからイソロイシン、そういうような薬が特効薬としてどの程度の効力のあるものですか。またそれはわが国においては現在生産されつておりますものですか、今なくても将来は簡単に化学的に合成されるとか何とかして、そういうものができますか。この点をお尋ねいたします。これで私の質問は終ります。

○都議参考人 今の御質問の薬の問題であります。EDTAと稱します。それは日本でもつくつております。これはいふん古くから医学的に使つておるのであります。使つておりますところは主として血液の凝固を防ぐ、輸血をいたしまして、特に血液銀行なんかで血液を保存しておきますときに、血液の凝固を防ぐために使つております。その薬の性質としてカルシウム、ストロンチウムとかそのほかの金属で、鉛なんかもそうですが、そういう金属と化合して水に溶けやすい物質ができるといふことで、それを飲ませたり注射したりしますと、骨についておりますカルシウム世にストロンチウムなんかを溶けやすい状態にして血液の中にと洗い出し、それが小便や便に出て行くといふことで、毒を洗うといふことに使えらると思ひます。それは日本にあ

ります。アメリカから持つて来てもらへばどつちがいいか、また比べてみるという研究もできますが、日本でももう製品として出ております。イソロイシンも現在使つております。またビキニの被害者には、さつきのEDTAは、からだの外の放射を洗うのに使つておりまして、からだの中に使つていふのは今日午後あたりから使います。それからイソロイシンの方は、白血球をややす薬でありますので、現在がんの治療に使ひます。いろいろな薬がありますが、ナイトロロシンなどという名前が知られておりますが、こういうものを使つて副作用として白血球が減りましたときに困りますので、白血球をややすといふときにイソロイシンを使ひ、それからまた第二段の薬として使えるだろうといふことで、現在用意して待機しておるわけでありませう。これは白血球が三千とか二千合になつてから使う方がいんじやないか、という私個人の考えであります。それは内科の方の血液の専門家の判断にまかしてあります。問題は、ただそういう白血球をややすといふ薬ならばいいのに、いんじやないか、そう減つていんじやないか、むやみに白血球をややすといふことはどうかと思ふ。というのは放射線病の際に、私も広島のととき私の報告の結論に書いたのですが、アメリカがやつて参りました、日本人は不十分な治療をしたからたくさん死んだのだと申しました。たとえば原子爆弾症で出血なんかを起したときに、輸血を毎日やつて、ベニシリンを溶ぶるほどさしたら、その死ななかつただろうといふことを申します。そのときわれ／＼も輸血の手段も持つておりましたし、ベニシリンも日本製のものを持つておりましたけれども、何さまの状態で、それを十分に使うわけには行かなかつた。一例だけ長崎で、水がんと申しまして、白血球が減つたために、はつべたが腐る病氣であります。失の子のはつべたが腐りまして、アメリカの病院船が入つて来て、ベニシリンをくれて注射したら翌日きれいになつた。それでアメリカはそれをおつたと言つて、病院船がアメリカに帰つて雑誌に、原子爆弾によつてはつべたの腐る病氣はベニシリンでなおるぞといふ報告をしたが、アメリカに病院船が着く前にその子供は死んでいんだ。はつべたはなおつたかもしれないが、病人は死んでいんだ。そのとき私も非常に議論したのでありますが、たとえば広島で十万人の人がなくなつたとしますと、そのうち七万五千人は八月六日に即死です。あとの一万五千、合せて九万人は二週間で死んでいんだ。あの混乱状態で医療らしいものを始めたのは三週間目からなんです。従つて三週間目からの障害者を全部助けたとしても、死亡率の改善は一〇％以内にとどまるといふことを申し上げた。のみならず放射線の障害といふものは、肺炎にベニシリンがきくように、びたつとき薬は今のところないのでありますから、結局は自然にからだの力で、一定期間まで持ちこたえて回復するといふことにならざるから、その持つておる生活の力を少しでも障害しないように、できればそれを助長してといふことでありますから、むやみに減つていんじやない白血球をややすといふに治癒で、私としてはしてはならないと思ふ。動物実験は非常にやり

ますが、動物実験の成績をうのみにして、この二十三人の治療をするという事は、私は非常な間違ひを起すものになると考えておりますので、そういうふうな方法があります。現在東大ではそれを非常に慎重にやっております。ただ輸血をいたしますとか、ぶどう糖をさしますとかいうことは、きちんとしてやればほとんど害はないのであります。そういうことはずつとやっておりますが、そういう特別の新しい薬は、必ず副作用がある。ことに学問的に想像されることは、今のカルシウムやストロンチウムというのをからだの外に出すとか、EDTAというものがもし有効にきいて、カルシウムやストロンチウムがからだの外へどん／＼出てしまふということであれば、その薬は放射能を持つておるカルシウムやストロンチウムを出すほかに、というよりは、それよりもさらに強く作用して、放射能を持つていないカルシウム、すなわち人間の生活にむしろ必要なもの、からだの外に出してしまふ。そうすると今度はカルシウム減少症というものになりまして、急性なものになりますと、即座に心臓がとまって死んでしまふ、けいれんを起すというふうな症状が起りますから、たいへんなことで、今日の午後から使いますEDTAも、カルシウムが減つたらどうするかという予防法を一方に講じながら使つておる。一々血液のカルシウムをはかつて、バランスを保ちながらやつて行くというのであります。それから、一人の患者に五人くらいの医者がかつてやつてゐるんです。とうてい小さき病院で設備の不健全なところでは、どんな大家が何人お集りになつて

も、できない相談です。そういうことでこれは非常にむづかしい問題であります。これはアメリカが来ててもやはり同じことだろうと私は思います。そういう意味でいう／＼新しい方法が、また新薬と称するものが今東大にはむやみに集まつて来る。さつきもここへ来る前に二つほど、どうだこうだと持つて参りましたが、今衆議院に呼ばれておるから明日だといつて断つて来ましたが、ありとあらゆるものを持つて来る。私は病院の事務の人に、持つて来られた方にはよくお礼を申して受取つておけと言つておきましたが、しかしこれを使うか使わないかということには、よほど慎重に考えなければならぬ。相手が人間なんです。船のようには焼いて棄ててしまふというわけには行かない。人間は丈夫に直そうというのでありますから、その点がむづかしい。すべて原則的に有力なる治療剤というものは、同時に有力なる害作用があるということを忘れてはならぬ。正宗の銘刀のごときのものであるというのを忘れずに、バランスをとるながら治療をするという点に非常な困難があると思つております。

○小島委員長 滝井義高君。

○滝井委員 今の都築先生の御説明で非常に裨益されるところが多かつたわけなんです。現在現地に非常にたくさんの方々が行つておられます。ちよつと新聞で名前を拾つてみました。静岡大、東大、ABC、国立予研、厚生省、水産大学、阪大、京大、科研、保安庁、外務省、名古屋大学、民間の医者、ラジウム団体、実にたくさんな人が焼津の港に向つて押しかけて、調査

研究に當つておるようであります。何かこういう各大学の調査された結果について、先生の東大あたりと密接な連絡でもとられておりましたら、それとも現在何もとられていないのでしょうか。

○都築参考人 簡単に結論的に申しますと、てん／＼ばら／＼にやつておるわけでありまして。それで私は第五福竜丸の船そのものの検査は、てん／＼ばら／＼にやつてもいいだろうと思つてゐます。いざとなれば、船は割つてなぐなつてしまつてもさしつかえないのです。この二十三人の問題は二十三人で、この二十三人をてん／＼ばら／＼にやると、たいへんなことになるので、どこか中心がなければいかぬだろうと思つて。私個人の感じから言へば、東大が中心になりたいたいです。しかしそれは東大でなくても、京大でもどこでもいいが、どこかおれが引受けるというところが中心にならねばいい。それで厚生省では、厚生省の予防衛生研究所の中にさつき申しましたこの問題に對する協議会があつて、それにわれわれも委員にされておるわけで、そこでやろうかというのであります。その予防衛生研究所は、そういう方面の学者なり、研究施設を何も持つていないと言つていくらいですから、結局ほかへ頼まなければならぬ。人に頼んで、ただ世話するだけというのでは、ぐあいが悪いので、一通り設備のあるところへまかせてやる。けれどもこれからは先ほど申しましたように人類の大問題でありますから、一緒にやるといふことは、アメリカであろうと、イギリスであろうと、ソ連であろうと、日本においてはもちろんのこと、どこの大

学の方がおいでになりまして、一向さしつかえない。けれどもどこかでまとめてやつて、そうして一緒に研究して、いろいろいい知恵を貸していただくということが必要であります。けれども焼津という場所柄から考えますと、あそこ共立病院長の拓植博士はその点で非常に困つておられる。ああいうところでありまして、たとえば京都大学とか厚生省から来れば、いやだというわけには行かないのでしよう。東大であれば、いけなひと言へばそれだけのことで、何といつても東大はしにせざるを得ないから、まあ／＼と言つて私たちが支度へ出て行けば、それを無理に押し通してやろうというのではなからなひでしようが、焼津ではむづかしいと思つたので、私の氣持としては、できれば東大の方へ集めて、適當な制度をつくつて、どこの方でも、ほんとうに學問的に熱心で、相當の資格があり腕前のある方が、人類愛のために御協力くださるというのであれば喜んで一緒にやつていただくという制度にしなければいかぬのじやないか。どう思ふのですが、その点がどうもまだしつくり行つていないので、てんでんばら／＼だといふことは私も非常に遺憾なことだと思つた。実は私も、明後日ちよつとひまを見つけてまして焼津まで行つて、静岡県知事ともよく御相談して来ようかと思つておるのです。が、どこかにまゐつてやらないと、同じ血液の検査をするのでも、朝から晩まで入れかわり立ちかわりやつて来て、針をさされたり何かをすれば、時間的というだけでなく、一度針をさせばそれだけ生体に障害を与えるのですか

ら、一度で済むことならば一度で済ましたい。同じことを繰返して二度やるとか、ただ學問上動物を使うような意味で今度の犠牲者を使うというところは、私は絶対に反対なんです。これは、私は絶対に反対なんです。

○滝井委員 われ／＼も実に同感だと思つてゐます。やはりこういう問題は國際性を持つておるとともに、將來の日本が第三次世界大戰にでも巻き込まれるといふことになれば、当然今から対策を立てておかなければならぬ重大問題だと思つてゐます。急速に総合的な研究をするような機關をつくるか、あるいはどこかに研究の中心を置くか、ということが必要だと思つてゐます。なぜそういうことを言ふか、もつと具體的なことは、すでに新聞で、現地の患者二十一名は、施設のよい東大へ行けば必ずなおるわけでもあるまい、日本側でもわれ／＼をモルモットにする気が、こういう談話さえも出ておる状態なんです。従つてこれはこういう患者さんにとつては、悲痛な叫びですが、こういうことを二十一名の患者さんの納得の上で、現在東大におられる二人の患者さんとともに、やはり総合的に、早くなおるような対策を講じていただくことが、私は患者のためにとつてもいいし、今後の日本の原子医学のためにも非常に大事なことじやないかと思つた。

○その次に、今後総合的な調査をやる上においてわれ／＼が考えなければならぬのは、その二十三名の患者さんとともに、これは船だと思つて。それから今東大にある一グラムばかりの灰だと思つて、これら三つのものが、今後の原子医学の確立にとつては、なくてはならない貴重なものになつて来ると思つてゐます。その灰は大体先

生のところにあるからいいでしょうが、もと具体的に、こういうものを大体どういうぐあいにすべきかという、今後の研究の見通しの上に立たれた先生のお考えを述べていただきたいと思ひます。

○都築参事 灰は今大事にしまつてありますが、だん／＼研究でなくなると思ひますが、少しはとつておきたいと思ひます。次に船であります。これはこの間の広島ABCモートンさんが来まして、ときに私が言ったのです。船を見に行くのはいいが、持つて行くやいやい、ちよつと木を削つて行くくらいならあがるが、船をアメリカへ持つて行くのはいかぬ、日本のプロパティだ、絶対にアメリカにはやらぬのだと言ひましたら、そんなことをアメリカは考へないから安心してくれとモートンさんは言う。私はアメリカ人と長年つき合つておりますが、アメリカ人は個人的には非常にいいセントルマンであります、ユナイテッド・セントルマンになると、どうもとき／＼非セントルマンになるのでありますから、これはひとつ日本政府の手で嚴重に保存すべく努力していただきたい。あるいはビキニへ返せとかいう話もありましたが、学問上その船の放射能が今後二十年、三十年の間に、どういふように減つて行くかというのを知りたい。あれはあゝまゝ焼津の港に浮かしておきますと、五年たつたら沈みます。浅瀬につけて嚴重なコンクリートでかこいをして、それを研究所の一部にして、あの放射能というものを今後数十年にわたつて減り方を研究すべきだと思ひます。世界のメッカにする。それで放射能を研究したい學者

は、資格をちゃんと調査の上で、日本政府の許可を得て研究させることはよい。けれども船を持つて行くというものは絶対にいけないと私は思ひます。それから二十三人の方は、先ほどお話に出ましたが、何も一箇所に伝染病のごとく、あるいは刑務所のごとく隔離して家族に会わせないと、仕事をさせないと、そんな殘酷なことは絶対にいけないと思ひます。医学の上で安寧の必要がある場合には、安寧にしろもう必要はございまいしょうが、もう現在これで大体よろしい、普通の仕事をしてもよろしいといふことになれば、すきな職業につかせて、すきなところにおいでになるようにとりはかろうべきでないかと思ひます。けれども、やはり今後長い間十分に医学的の看護をして、必要な保護を与え、注意を与え、といつたような設備をつくらなければいかぬ、こういうふうと思ひます。

どうも隔離をして二つところに集めてしまつて、始終つかまえてゐるというふうな考え方は、私はいけません。場合によつては、一人ずつだか責任者にお渡しして、つと長く見ていただいて、それはただ見るというだけでなく、その人の日常の生活についていろいろ相談役になつて保護を与えていただくといつたふうに、長く看護できるような制度をつくつたらいいじやないかといふことが私の氣持なんです。それで私は、初めはそれがごく簡単にできるのだと思つておつたのですが、きのう焼津の公立病院長が東京においでになつて、東大の美甘院長と交渉された話で、私はまた聞きですが、現地では、われ／＼が簡単に考へてゐるやうに行かないといふ話でありま

す。それはいろいろ御事情もおありのことでありましよう。東京へ来れば家族にも会えない。会いに行くにしても、とにかく往復千円近い金がかかると別に悪い罪人でないのを、なぜそんなところに隔離するかというやうな考へがある。また行けば、どうせ血をとつたり小便をとつたりして、モルモットがわりにされるだろう。それは治療のために必要なことはやります、そんなモルモットがわりにするといふことは、一方においてねずみを使つても実験をしてゐるのでありますから、そのかわりを人間にするといふつもりはちつともないのであります。そういうことが現地の状況では、相当かわるだらうと思ひます。私は、今申されましたやうな患者さんを今後どういふふうに取り扱つたら、一番その人たちに幸福であり、かつその副産物として日本の医学の研究を促進することができ、かゝつては世界人類のためになるかといふ方策を立てる資料の一部を得たいといふために、明後日現地へ参りたいと思つてゐるところであります。

○滝井委員 患者の問題は、これは現在国家において、船員保険でまかなうといふやうなことで、はつきりとした国の態度さえもきまつていない状態です。それから、おそろくそういう問題が、私には患者の財政上から一つの隘路となつて起つてゐるのじやないかと思ひます。これは今後なおわれ／＼は当委員会等で追究して参りたいと思ひますが、やはり問題は、灰はありますし、患者は、今後財政上の問題が解決すればある程度行くと思ひますから、問題は船だと思ひます。すでにモートン博士は、船は米極東海軍が横須賀に曳航

するといふやうなことで言つてゐるやうなうわさもあるくらいです。しかも現在この原子力といふのは、先ほど柳田委員から触れたやうに、超国家秘密であります。日本は現在MSAの協定で、防衛秘密保護法までつくつて、アメリカから借りた兵器も、今後これは防衛の秘密といふことで、知らせられないといふ状態になりつたわけですね。そうしますと、先生方の御努力で十種ばかりの放射能の物質がわかつて来た、しかもストロンチウムといふのは、半減期が二十五年もかかるのだといふやうな、具体的な原子兵器の威力といふものがだん／＼わかつて来、しかもそれらのものから、最大の原子兵器の秘密が解明されて行くといふことにもなれば、これはやはりアメリカにとつて、現在超国家的な秘密として保たれてゐる原子兵器にとつては、日本の研究が一つの大きな脅威になることは明らかなんです。そういう点で、学問には国境はないかもしれないけれども、やはり學者には国境があるわけですね。われ／＼は独立国になつたのですから、先生方もこの際特に毅然たる態度で、研究の成果といふものは、アメリカの制肘を受けずに、堂々と日本の医学界に発表していただくと思ひます。先日厚生大臣にも、堂々と発表するようにここで申し上げましたところ、厚生大臣の答弁は、曖昧模範たる状態でありましたが、最後に、できるだけそういう方向に努力いたしますといふ言葉をとおつております。学問には国境はないが、學者には国籍もあるし愛国心もあることなんでしょうから、どうか八千万の日本国民のために、勇氣をもつて研究の成果を発表

し、船はこりすべきだといふ先生方の所信を、堂々と述べていただきたい。こう私はお願いしたいと思ひます。

○小島委員長 長谷川保君。○長谷川(保)委員 非常に御多忙のところを、長時間私どものためにお教えいただき、裨益するところきわめて大きかつたことは感謝にたえないのであります。今までの／＼伺つておりますが、実は私どももこの事件が始まりますと同時に、当委員会におきましてこの問題を非常に重大視して、今日まであるいは治療の問題、あるいは研究費の出所の問題、あるいは家族の救済の問題、あるいは病者の救済の問題、廃棄物の問題等、あらゆる面からいろいろ討議をいたして参つておるのでございします。今までの／＼お教えいただきましたけれども、なおこの際私どもが何をなすべきか——私ども個人は非常に微力ではございますが、国会は一応国権の最高機関になつておりました、われ／＼二十五人の委員が結束いたしますと、相当なことができと思ひますから、先生方の今取組んでおられます御事業をバック・アップするといふやうな意味で、今何をなすべきか、あるいはそれ以外のことに、あるいは、私どもが何をなすべきであるか、こういう点についてお気づきの点を、なお教へいただきたいと思ひます。たとえば研究費のごときも、先ほど伺ひまして、何でも申訳ないこととございします。私どもはこういう点にうかつておりましたことを、国会議員として大いに責任を感ずる次第でございします。しかし二十九年の予算等には、

たとえば原子炉のための予算三億圓というような金が見積られておりますが、今これの使い道がちよとなく困つておることも事実あるわけでございます。衆議院に出ました予算と参議院に出ました予算と、内容が違つてしまつておるといふことがつたことになつてゐる事情であります。この人道的な研究は、日本の将来に平和的な原子炉の利用が行われる前提といつたしまして、われ／＼は先ほどお話のように大きな問題として取上げなければならぬのであります。従つてもし先生の方

でこれをきめてほしいというところがあれば、われ／＼は大いに討議して、また申し上げなければならぬと存ずる次第であります。さしたつて私どもは何をなさすべきかを、お気づきの点をお教えいただきたいのであります。

○都議参事 何をなさすべきかということになるとむづかしいのですが、どうしていただきたいかという希望はたくさんあります。何をなさすべきかは、そちらでゆつくり御検討願ひたいと思ひます。

私たちの希望としては、先ほどから大体い／＼なことを申し上げましたが、今度の事件直接のごで申しますと、何とかして二十三人の方を丈夫にして上げたい、私たちの感じでは、一番重要な問題は、その人々の生活保護の問題だと思ひます。少くとも今後二箇月の間、安心して医者の治療に協力していただく、医者の治療という場合には、医者と病人とその家族の三者が協力しなければできないというこ

とは、長谷川先生が何年か前から体験してよく知つておられる。私もしばらく長谷川さんの事業をお手伝ひしたことがあります。だから三者が協力できるといふ点において、医者は一生懸命になり、病人も自分のことだから一生懸命になつておる。問題は家族です。あんなにピン／＼しておる者を、何しに東京へ連れて来るのかといふことがあつたので、従つて家族の生活費の問題、それを後顧の憂いのないように、十分に裏づけしていただくことができたというものが、私たちの今の第一の希望であります。

第二の希望は、医療上の問題は先ほどから何へんも申しましたように、わからぬ問題でありますから、どうしても研究と同時に治療を進めて行かなければならぬので、健康保険のような医療制度で、研究のことは一切やらないうで、ただ治療だけという制度の治療法では、ほんとうの治療は絶対にだめだといふことでもあります。従つて治療費は、一億から、研究費は十億……(保険局長、よく聞いておれよ。)と呼ぶ者あり。実際そうなんです。実際この間厚生省に電話をかけた、十億ぐらい金をとりたいと言つたら、そんな億なんという金はとれま

せんと言つたら、そんな億長とは話したいといつて、電話を切つてしまつた。翌日出て来いと言つたら、厚生大臣の出る会議なら出る、厚生大臣の出ない会議なら出ないと言つたら、厚生大臣もおいでになるからどうぞ御出席くださいといふことで、私は行つて厚生大臣とお話をした。とにかく今度の場合は、世界初めての病気で、アメリカのどんな偉い人が来てもわからな

い。従つてわれ／＼はそれと取組んでおるのでありますから、治療費も十分出していただきたいが、さらにそれに十倍する研究費を出していただきたい。それがわれ／＼の叫びであります。

私たちは決してぜいたくをしないとは思ひません。きょうも車がないからこの委員会にお願いして、特別に車で迎えに来てもらつた。なければ電車であつた。それでは一時に間に合わない。とにかくそういうことで、研究に非常に費用がかかる。そういうことが県当局にも、あるいは焼津の市の当局にもあるいは御家族なんかにもわからない。もしも実際の治療費が一億であつて、研究費が十億であるといふようなことが公にされますと、われわれはモルモットがわりになるのだといふことをすぐ言ひ出す。それはさういふものでないといふことを十分にお考へになつて、その点をひとつやつていただきたいといふのが、私どもの第二のお願ひであります。

これを並べ立てれば幾らでも、あしたの朝までも続きますが、その二つの点が最も重要な問題であるう、こゝういふふうに考える次第であります。

○長谷川(保)委員 実はこの点は同僚諸君も非常に心配をいたしまして、先般厚生省にその点を追究しておるのであります。そうして一応さしあつた第一の問題は、船員保険を適用する、そうすれば治療費の問題と家族の生活も四箇月は全部生活費が与えられ、なお続いて、少し減りますけれども、当分の間生活に對して相當の保障ができる、こゝういふような答弁を厚生省当局からいただいております。われ

われはそんなことでは足りない、また社会保険の立場から申して研究的なものには使えないのじやないか、であるからすみやかに予備費を出せ、こゝういふときのための予備費じやないか、予備費をすみやかに出して治療と研究、または家族の保護その他のことに万遺憾なきを期するように、厚生当局に注意を喚起いたしておるのであります。

一昨日も厚生大臣から、予備費を出しますといふような答弁がござつたのであります。これらにつきましては、われ／＼といひたしましてはあつた。限りの御協力を申し上げまして、先生方のこの崇高な御事業に協力させてい

ただきたいと思ひます。なほこゝで今すぐお伺ひすることは無理なことではございませう、たいへん恐縮であります。後ほど当委員会に於いて、書類等によりまして、これこれのことをなせといふことを、御関係者の方で御協議いただきまして、お教えいただきますれば、われ／＼はそれに対して――厚生省は大蔵省に對してどうも弱いものですから、厚生省を大いに激励いたしまして、協力いたしまして、国から金をとるようになしたいと存ずるわけでありませう。さ

しあつたつてどれくらい考えたらよろしいか、先生にお腹づもりでもありますれば、予備費から支出を要求するときの参考になるのであります。これはただいまでなくとも、後ほど書面であつてございませう。

核の分裂実験をや、一方は太平洋のまん中、熱核の分裂実験をやるということになった場合には、日本の上空がこれら放射線によつて非常に大きな影響を受け、ひいては国民の福祉にも重大な影響があるのではないかと。現に三日二日でありまして、ビキニ島が日本を通過したというところが、京都大学の工学部の応用物理学教室のガイガー計数管に出ておる。これを見るとやはりミッドランド・バー・アワー百二十五カウントというふうなものが、三十分平均で連続的に出ておる。こうなると国際的なミッドランド・バー・アワーの大要一・八から見れば百倍近いような、たいへんな放射能による脅威が日本に現実にある。これがただわれ／＼の目に見えないだけであつて、それだけに恐るべき害毒をわれ／＼の身体に与えようとしておる。こういうことを私も是非に今心配いたすわけでありまして、そこで残念なことにこうした原爆の実験が繰返されるとき、一体日本の位置は気象的に見て、これが太平洋であるいはシベリヤでこういう実験が繰返されたときに、こうした放射能によつて汚染されたところの空気なにあるいは放射能を帯びた灰なり、あるいはまたそれによつて汚染された海流なりというものが日本の近くに押し寄せるとか、日本の上空をおおうということを懸念いたすのであります。遺憾ながら私もそういう専門的なことは十分知っておりませんので、また今いただきました資料を見まして、私もまだこれを理解するだけの頭を突は持つておりませんので、私どもの理解し得るように予報部長のお立場から、従来の気象観測の御体験か

ら、この際ひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○肥沼説明員 お答え申し上げます。最初に風というものはどんなものかというのを御説明した方がよいと思ひます。川は上流の水が下へ流れて、同じ水が流れて参りますが、風は何メートルの風が吹いているといつても、たとえばビキニの風が日本へ来たといつても、その空気がそのまゝ日本に来ることはないといふことに、それからこちらへ参りましたときに、風がこちらへ向いておりまして、風がこちらへ向いて行き、そうして周囲の空気がその中へまじつて参ります。非常に薄められて来る、風といふものはそういうものだといふことを先に御承知を願ひたいのであります。それで南洋方面であらういふ実験をいたしまして、そのときの空気が日本の方へ来るかといふことでございまして、実は昨日この委員会へ出席しうといふお達しでございまして資料が十分ございまして、そこにお配りした資料は大体三月一日を中心とした資料は、その付近の風の資料でございまして、一般的にはあつたといひまして、三月一日の場合について申し上げますと、二枚目に大体の位置が書いてございまして、ビキニの位置、それからエニウェットツク、クエゼリン、グサイン、ボナベ、トラツク、こういうところ、旧日本領測所のありましたところで、現在米軍によつて観測が続けられておるのであります。その実測の資料の三枚目にありますのがビキニに一番近いエニウェットツクの資料でございまして、その右から三つ目下は三月一日と書いてございまして、実際にあの爆

発のありましたのが零時と六時の中間だつたようでございます。そのところをござらぬいただきますと、左の方にフットで高さが書いてございまして、一万フット、二万フット、三万フットといふふうにして書いてございまして、それから風の強さであります。そこに矢羽で書いてございまして、一本の矢羽が十ノットでございまして、半分の矢羽が五ノットでございまして、それから方向は、左から右へ向いておるのが西風、右から左へ向いておるのが東風、上から下へ向いておるのが北風、下から上へ向いておるのが南風でございまして、そういうふうに御承知願ひつて、この図を見ていただきたいと思います。

三月一日の零時のところ、あるいは六時のところをござらぬいただきますと、約八千フットまでは二十ノット前後の東風が吹いておりました。それから二万フットまでのところが五ノットないし十ノットの西風が吹いておりました。二万フットから三十五ノットぐらゐの、二十五ノットから三十五ノットぐらゐの、強い西風になつておりました。こういう状況でございまして、その次に書いてございまして、次のページをめくつていただきますと、これは今申しましたのは、われ／＼気象台で使つておりましたもので、おわかりにいかと思ひまして、次のには普通の言葉で書いた表がございまして、こういうふうな状況でありまして、高いところでは西風が吹いていた、しかしそのさう上の方へ行きますとまた東風あるいは南東風、南東風と申しますと、ちやうど日本の方へ向いておるものであります。そういう風が吹いておりました。

で、以上の資料をもとにしていただいた御質問にお答えいたしますと、ちやうど風は日本の方へ吹いていた。そして強さは約二十ノットぐらゐであつた、かりに風がまづすぐに日本へ吹いて来たとしても、二日ぐらゐの後に日本の上へまづすぐ来るはずでありまして、しかし最初に申しましたように、風はそうまづすぐ吹くものではないでございます。さらにまた空気はだんだん混合して、元のものは薄められて参ります。その放射能の影響を受けた空気が日本の上へ来るということとは、これは可能性のあることだと考えます。しかしその放射能の影響で空気が薄められるということ、それからさらに横の方へ拡がって行くといふことで、どの程度の強さになるかといふこと、これは先ほども都築先生がおつしやいましたように、まづろには放射能があつたけれども、それを食べることはさしつかえないといふようなお言葉があつたようでございますが、この場合にも可能性は確かにあるものであります。それがどれだけの影響を日本に与えるかといふことは、今私は申し上げるだけの知識はないのであります。おそろく大したことは、現在の大きな爆弾は私も知らないものでありますけれども、しかし将来さらに十倍、百倍といふようなものができたら、これは今ここで申し上げるわけには行かないのであります。

なおもう一つ、次のページをめくつていただきますと、これはあの付近で二十三名の漁夫の方が灰をかぶつたといふことでございまして、そのときの空気の流れを御参考にしていただければ、これはまん中辺の下

に、三月一日零時と書いてございまして、それがその当時の空気の流れだつたと思ふのであります。そこに黒い矢で書いてありますのは、さつきの島の実験の観測でございまして、点線で書いてありますのが、それを元にしてこゝういふような流れがあつたのだらうといふ推定でありまして、まん中の黒い点がビキニであります。上の方へはつと高さが書いてございまして、こゝういふように図で見ますと、確かに灰は東の方へ流れた、たま／＼最初に米軍の指定した危険地域以上に流れたのだらうといふことは想像されるわけでありまして。

○岡委員 今度の京大の計数管に感応された程度では、人体には大した影響はないといふことを主任教授も申しておられます。先ほども申しましたように、この熱核の分裂反応の進歩といふものは急速に、十年を待たずして二万トンのTNTに相当したものが、二千万トンになつておる、こゝういふ状況であり、しかもそれがいわゆる化学的な爆発ではなく、放射線を寸時にして発散をする、あらゆる熱線あらゆる紫外線から赤外線までの光線、そのほかアルファとか、デルタとか、ガンマとか、その他いろいろな放射線を出しておる、これに汚染をされ、それがしかも非常に強い濃度において汚染をされる、そういう不幸な学問が進んでおる、学問は正しい進んでおるが、こゝうした破壊の方法に用いようとする意図が、傍若無人に進んでおるといふのが現実の不幸な世界の実情なんです。こゝういふことをわれ／＼が考えた場合に、今ただ京大の計数管に一時ショックを与えたといふことで、人体に何ら

の障害はないということを教授が言つたからといって、われ／＼はそれで安心ができるものではないかと思う。そういうことで重ねてお尋ねをします。が、やはりこういう場合、今敵の戦略爆撃がいつ来るかわからないということ、日本全土にレーダーの装置があるという話も聞いておりますが、こうして戦争がなくても平和な段階で、太平洋のまん中で傍若無人にこうした高性能の熱核分裂の実験が行われる、これが日本の国内における計数管に異常な変動を与えておる。これはまたさらに高度な変動を与え、あるいはその結果として、日本の国民もいろいろの意味で、大きな犠牲を伴うという事態もあり得ないことではないかと思ふ。そういうような考え方からいたしますと、たとえばこれは可能性の問題をお尋ねしたいのですが、かりに五月の一日にそういうものをやるといふような場合、日本の各大学少くとも最近の国立大学ではガイガーの計数管の一つぐらいはみな持つておりますが、あるいは今度のこの実験の場合は多少時間が遅れておりますが、第三次の水爆実験をやるといふならば、こういう機会にやはり気象台も各大学の物理学ないし応用物理学、化学等のガイガー計数管を持つておる学者陣営とタイアップして、そして風の方向とか、それに基くガイガー計数管の反応とか、こういうものをやはり組織的に把握をして行くという努力が必要ではないかというふうなことを、私ももしろうと考へておることを、私どももそういふ事柄があつたことがなかつたかどうか、あるいはまた今度の事態

に即して、部内にそういうふうなお答えが出ていないか、そういう点についての御見解をお漏らしを願いたい。
○肥沼説明員 お答え申し上げます。この今回のビキニの問題は、実は私も寝耳に水で、こういうことがあつてびっくりしたわけでありまして、それであつて気象の状況はどうだろというところを考へて、あの辺の資料なんかを集めたのでありますが、これとは別箇の問題といたしまして、私どもも今気象台で一番大事だと思つておりますことは、あすの天気予報というよりは、もつと長期の一週間なり何箇月先の予想をした方が、産業方面にも非常な効果があるだろうということを考へていたわけでありまして、これも多少のことは今できる段階でございますが、今後たとえば五月一日に実験をやるといふような通告がありました場合には、そういうような考え方方で、それならその実験のときには一体気流がどう吹いて来て、日本の方へ影響があるといふことは、どこの地域が一番影響があるかといふようなことの予想をするのは、これは私どもにある次第でございます。今お言葉のようなどこと、私も研究室内の実験と、私どもとはお互いに連繫と申しまして、仕事は充分かわつてゐるようでありまして、けれども、いろいろな面で連絡をとつて、今後こういう問題に備へて行きたい、これが日本に対する影響があまりに大きき場合には、政府同士で通告して、また日にちをかねてもらつていふことも、あるいは可能な限りやないかと考へる次第であります。

○岡委員 ないことはもちろん一番好ましいのだが、今御意見にお示しになつたように、ぜひとも今後の第三次水爆実験をあくまでやるといふことならば、これはあなたはその責任の方でもないから、ここであなたに要求を申し上げるわけではないが、われ／＼の気持の一端として申し上げておきたいのは、やはりこれは文部省の所管だからとか、そういうふうな大学だとかいろいろなセクシヨナリズム的な考え方を棄てて、やはり総合的にあなたの方の気象台で察知された予報、そしてその予報に基いてその日に、あるいはその翌日に各地のガイガー計数管に現われる変動といふものを総合的にやはり研究をする、もちろんお説のようになつたことでもありますが、やはりそういう方面に日本の気象台の努力なり、あるいは空中における放射能の実体を把握し得るガイガー計数管といふものが組織的にタイアップして、そういうような問題をもつと具体的に解決し得るといふように、これは科学的な力で推進をされる必要があつたと思ふので、いざこれにはまた別途責任のある方に要求したいと思ひますが、そういうお気持ちでお進みを願ひたいと思ひます。

なお、これはあなたにお尋ね申し上げるのもいささか的はずれだと思ひますが、先ほどの都築教授のお話にもありました海の水が汚染をされるということも考へられるのでありますが、これも風と同様に、だん／＼遠方に行けば拡散も、薄まつても参りますけれども、それにしても日本の近海には、やはり黒潮なら黒潮といふものが流れておるのであつて、こういうものと、

中部太平洋における核分裂の実験があつて、ビキニないしエニウエツクあたりにおいて、放射能によつて海水が汚染されたという事態が起つた場合、これと日本近海に流れ寄る季節的な潮流との関係、こういう点についての御見解をお示し願ひたいと思ひます。

○肥沼説明員 お答え申し上げます。日本近海の潮流と申しましては非常に複雑でありますので、ビキニで実験があつたとして、それに関連した日本の方へ来る潮流という点に限つてお答えしたいと思ひます。北緯約五度から十五度くらいの幅をもちまして、北赤道潮流といふのが西へ向つて流れております。これはフィリピンに突き當つて、一部は南、一部は北へ行きまして、これが黒潮の源流になるわけでありまして、台湾の東から東支那海へ入り、南西に到達いたします。こので部分の日本海へ入りますのが対馬暖流でありまして、その主流は九州の南から表日本を流つて房総沖から東へ流れて参ります。流れの早さは、北赤道潮流で大体〇・五ノットから一・五ノット、そのくらいだと思ひます。台湾の付近とか潮岬とかの潮流のはげしいところで、三ノット、四ノットという数字も出ておりますが、そういうのを平均いたしまして、かりにビキニの近くの水が日本の方へ来るといたしますと、まづ三箇月くらいの日時は要するのではなからうかと考へられます。水の場合は空気の場合と違ひまして、空気と大体似たような拡散をいたしては参ります。空気がよりは拡散の度合いが少い、そして海の中を川のような形で流れております。ああいう潮流ですから、

なおさら少いといふことは言われるのでありまして、時日は非常にかかるが、水は割合もとのものが日本の近くへ来はしないか、こういう心配はございませう。そういう意味から申しますと、日本の近くの魚がどうかといふことになつて、非常に複雑な流れで海流の水がどうこうといふことは、ちよつと申し上げかねると思ひます。その影響がどうこうといふことは、先ほど申し上げましたように、ちよつと私の知識ではお答えできかねるのであります。

○小島委員長 岡君に申し上げますが、水産庁の次長が来ておりますがどうですか。

○岡委員 それじや最後にもう一点だけ伺ひます。これも私も専門の知識を持ち合さないでお伺ひいたしますが、御存じの通り、原子爆発の報告などを読みまして、あの瞬間に爆発した火焔の雲と申しべきものは、成層圏にまで達しておると言われておるのであります。成層圏において、たとえば原子灰が大きい発生をしておる。こういうものはどういふふうな流れをたどつて、地球の成層圏をあるいは亜成層圏をめぐり歩くことになるものなのでありまじやうか。

○肥沼説明員 先ほど都築教授のお話にクヲカトアの爆発のときに、灰が地球をまわつたといふお話がございまして、これは東風でございまして、赤道の近くでは大体東風でございまして、それが北緯十度から十五度、その辺と思ひますが、その辺から北になります

と、ずつと西風になります。そして日本
の近くでは、これは季節によつてか
わりますが、非常に強い西風が、対流
圏の上部それから成層圏の下部その辺
に吹いておられます。これは地上では数
年前まで、われ／＼想像もつかなかっ
たような風が吹いているというこ
とが、今の観測でわかつております。大
体そういうふうな緯度によつて違いま
すが、そういう東西の風が吹いており
ます。南北の空気の混合の場合は、先
ほど申しました拡散の問題で、混合し
て行くだけで風としてはそれほど強い
ものは吹いておりません。但し台風な
どの出て参りましたときには、その場
所場所非常にかわつた方向——台風
は御存じのように渦巻でございますか
ら、かわつた風が吹いております。

○岡委員 それでは水産庁の次長に
二、三点お尋ねしたいのですが、
実は昨日たゞ／＼機会がありました。焼
津の町に参りまして、漁業関係の人た
ちともいろいろ話し合ひ、いろいろその
意見を聞かしていただいたのでありま
すが、一口に申せば、まづ火の消
えたようなさびしい状態になつておる
のです。彼ら自身がどうしていいかと
りつく島もないという状態を率直に申
しておるのでありますが、焼津におけ
るそういう姿というものが、またこれが
さらに今度第三次水爆実験のために
は、立入り禁止区域も六倍強に拡大を
されるということに伴う被害、そうい
うようなことについて、どの程度具体
的な被害が今度あつたか、また来るべ
き第三次水爆によつて予想されるのか
という点をお示しを願ひたい。

というお尋ねでございしますが、直接あ
の付近で操業をいたしておつたもの
が、船並びにその人体にこうむつた迷
惑については、先ほど来御議論になつ
たような点でございしますが、むしろ
われ／＼として一番今悩んでおります
のは、禁止区域が拡大されれば勢い制
約せられまして、あの周辺のまぐる漁
業が漁場を失うということ、並びに航
行に非常に不便を来すために、豫洲の
西方面に行くまぐる漁船は、少くとも
二日くらいはむだな航行をしなければ
帰れないというようなことが、やはり
計算上の損失と相なるわけでございま
す。なお魚につきまして、直接生産者
がこうむる魚価の値下りということ
が、経営上に非常に迷惑を来すとい
うこと、及びこれを取扱つてゐる小売
業者、及び市場業者、これらの関係者
が非常に迷惑をこうむるというので、毎
日陳情に應接するのにとまがらないよ
うな状態でございます。それでわれ
われといたしまして、厚生省と連絡
いたしまして、さきに大臣談話を出し
ましたり、あるいはまた一般消費者に
安心して食べてもらうための指定陸揚
地を五箇所きめまして、そこで検査を
して一応売つてゐる。指定陸揚地以外
の所というのは、沿岸のまぐるなど
で、全然安心して食べていただいてい
いのでございしますが、検査がないま
ろはなおあぶないだろうというよう
なことで、これも売れないやうでござ
います。それで今検査しないところは安
全だということをさらにこちらの方が
言いますと、おそらくその海を通過
した船がめんどくさいから、しからば
検査をしない陸揚地に揚げるというよ
うなことがありまして困ります。

で、この点はお目下研究しておるわ
けでございます。先ほど来御議論にお
つしやつたように、一応魚は安全だ
という形をとつて、今せつかく業者の迷
惑をなるべく少なくするように努力中
でございますが、あつさり、魚を食
さなければ命に別条ないのだから
ら、当分食うまいやないかというの
が全国的な風潮のやうでございま
して、全然縁もゆかりもないやうな魚
で売れが悪いというので、一番悲鳴を
あげておるのは小売業者でございま
す。千葉あたりでも、日の前であつた
魚でも市場の方でせりをしてくれない
のだ、これを何とか水産庁の方でせり
をするようにしてくれたらどうか。こ
れは御注文する方はそうかもしれない
が、われ／＼としては大衆が買わない
というのを、いや魚はどうしても食
うたらどうかというやうなことはよく
と困るというので、非常にわれ／＼
もその点心配しておるわけですが。外務
省が、われ／＼として今回の問題でま
ず損害があるという筋の通るやうな計
数については、せつかく今急いで計
数を出すように努力中でございます。

○岡委員 私どもも厚生という立場か
らは、何と申しまして魚に脂肪なり
蛋白質を依存しておるといふのが、日本
の現在の栄養の実態で、しかも一
方消費者である一般国民としては、た
だ何となくいわば非科学的な恐怖、これ
がやはり購買力を實際に下げておると
いうことは争えないと思つておる。こ
の問題はこの問題といたしまして、た
とえば昨日の新聞を見ますと、太平洋
漁業対策本部長の横山氏が保利農相、
清井長官をたずねて、立入り禁止海面
の拡大はわが国の遠洋漁業上重大な支
障があるから、できるだけ区域及び時
期を短縮してもらいたいと思つた。
これについて水生庁側ではただちに外
務省に対して共同で善後策を検討する
やうに申入れ、同夜から検討を開始し
た、こう書いてあるわけなんです。一
体外務省と水生庁は具体的にどうい
うふうな検討の作業をなされて、どう
いう結論を出されておられるのかとい
うこと。

いま一つはせつかく被害の調査中
であるといふけれども、何しろ私
もこの目で見て、あの焼津の方は火の
消えたやうな姿であるので、これは一
日も早く何らかの補償の道を講ずべき
であらうと思つて、これについて
水生庁としては基本的な考え方とし
て、どういふやうな補償をすべきであ
ると思つておられるのか、この点お伺
いしたい。

○岡委員 実際の損害の筋を立
てる計数と申しますと、区域縮減によ
る漁業の損害とか、あるいはまた拡大
すれば輸出水産物の迷惑とかいろいろ
ありまして、さしあたりわれ／＼
として、関係漁業者が生産上非常に困
つておるといふ点を主にいたしまし
て、間接的な損害も一応計算は勉強は
しておりますが、どういふ筋のものを
どういふふうにするかというところは、
なお外務省御当局とも相談の上できめ
たい、かように考えております。

○岡委員 外務省が御見えで
ございますが、この問題については二十
日の衆議院外務委員会でも外務大臣は次
のやうに答えておられる。米国の第三
回の水爆実験を延期するやうに申し入
れ、という話がある。政府としては延期
を申し入れるわけには行かないが、漁
業にさしつかえないやう話し合ひした
い。その結果延期になるということも
あるし、他の適当な処置がとられる
こともあらうという、きわめてひと様
まかせの自主性のない御答弁がなされ
ておるのであります。これはおそろ
く太平洋漁業に関心を持つ者としても
大きな失望をいたしましたことでもあり
ましようし、また先ほど申しましたや
うに国民の栄養としての蛋白質と脂肪の給
源を魚に仰いでゐる日本人としても、
こういう政府の態度は非常に残念千万
と申さねばなりません。一体外務省
の真意はどこにあるのでしよう。この
新聞の記事では十分にかみ得ない
が、大使館とも話し合ひの結果どうい
うことになつておられるのか、この点を
際にお漏らし願ひたい。

○小瀧政府委員 外務省とアメリカ側
との交渉は、十六日に開始されたので
ありますが、まだ十分の事実の調査が
進んでおらないために、中間的な説明
が便宜上せられておる。そして正式
な回答としては、関係各省からの確
答があつた上、すみやかに回答するとい
うだけのものではあります。具体的に
損害を要求するとか、今後の予防措置
についてはいかにすべきかということ
はまだ確定していません。ただ政府
部内では、いかなる申入れをするか、
またいかなる今後の対策を立てるか
というところは鋭意研究いたしておる
が、対米関係については今申し上
げな次第であります。今すぐ延期を申し
入れるやうなことも、ある程度
事実がはつきりして、太平洋上の魚が
みな影響を受けるやうなことになる
ば、これは人道に重大問題であつて、

いかに米國が旧日本の南洋諸島を戰略區域として安保理事會の承認を受けておりまして、そうした実験はさしとめてもらなければならぬといふことを、強硬に申し入れることだろうと思ひます。しかし現在ではそうした調査の段階にありますので、安保理事會で承認し、戰略地域として認められておる所で、かつての福竜丸事件のようなことの起らないように、そうしてできるだけ被害を狭い範囲で食い止め得るという措置がはつきりすれば、全然やらないようにしてくれといふことも、日本としては、法律的に言えば、言えないといふ立場もございまして、こうした意味を大臣は議會で説明申し上げたものと私は了解いたしました。

○岡委員 実験の是非というものは申すまでもないことで、これに対する外務省の態度についても、平行線になるからこの際申し上げませんが、それでは水産庁の方で今度のビキニの原爆の実験に伴う被害がすみやかに調査された場合、日本としては当然アメリカにこの賠償を要求するべきものと思ひますが、この点はやはり外務省の方でもそういう御方針でありましようか。

○小瀧政府委員 先方に過失がありました場合、その過失によつてあるいは不法なる取扱いによつて、日本側が損害を受けた場合において、日本側が賠償を要求するといふことは当然なことでありまして、そうした事実がはつきりいたしましたならば、賠償要求の措置をとらなければならぬわけでありまして、またとる考えであります。

○岡委員 それから最近の外電によると、アメリカでもロサンゼルス、シ

アトル、サンフランシスコにガイガーの計數管を準備した特別の検査官を税関に派遣して、日本から輸入される冷凍まぐろあるいはまぐろカン詰等に厳重な検査を勵行するといふことが発表されておるといふが、このことが日本の冷凍まぐろなり、まぐろカン詰なりの輸出業界に与える影響などについての見通しが、水産庁の方ではありましようか。

○岡井政府委員 われ／＼も新聞情報でそういうふうなことを聞いておりますし、またまぐろ業界といつたしまし、民間の方でもこれの対策を研究いたしておるのでもございますが、今のところそれがまだ具体的には出ておりません。しかしさしあつてもよりのアメリカ向けの冷凍まぐろにつきましては、一応こちらの方が検査を十分にいたしまして、内地でまぐろを売つて行く場合に検査をしたといふのと同じように、厳重に検査して一応無害であるといふ折紙をつけて出すといふふうな手配をいたしております。

○岡委員 とにかく私どもの見るところでは、李ラインが引かれて、大量豊富な鮮魚がなか／＼容易に入らぬ、そうかと思つて今度は日米間の漁業協定によつてとるのにも不利な立場に置かれる、今度は中部、南部太平洋でこういうことになる。水産資源に依存しておる日本人の栄養から見ても、また日本の貿易に多少貢獻してゐるところのこの漁業といふものが、四方八方から締め上げられておるこつた事態を、このままにしておいていいのかといふ問題なんだが、こつたこつたに北からも南からも、また西からも日本の水産業と水産資源と、結局は日本の國

民の栄養源が包圍的に締め上げられて來てゐる事態に対して、これを一体どうしたら打開ができるかといふような点に対して、水産庁あるいは外務省の方で具体的な方針なり基本的な方針なりをお持ちなのかどうか、この点をひとつ承つておきたいのであります。

○岡井政府委員 御同情のある御質問で恐れ入りますが実はその通りでありまして、われ／＼としてもせつ／＼と終戦後再建水産日本として、かつて世界で一番であつた水産の実績をとりもどしたいと努力しておるのにもかかわらず、い／＼／＼な制約が生ずるといふことには非常に困つておるのでございまして、しかしわれ／＼事務當局といつたしまし、関係省特に外務省とは緊密な連絡をとりまして、アラフラの問題にいたしまして、今國際裁判の方へ持ち出しておる。その結果がわかるまでの間、とにかく従来の実績船だけは出漁さすといふので話を進めておるわけですが、それから北洋につきましても前年度より若干制限を縮めまして、出漁船數も若干昨年度よりは上まわつて今度出漁さすことに考へております。

○岡委員 韓國の問題は御承知の通り今行き詰つて、日韓交渉がいつのことやらちよつと見通しがなかない、この点は非常に困つております。しかし韓國の方の出漁船につきましては、新しく他の海區へ出漁するための金融措置とかいふような手は、われ／＼としても現に打ちつつあるわけですが、今度のアメリカの原爆問題が起りまして、漁業の非常に苦痛なる点につきましては、一応先ほどもお答え申し上げましたように、約六千万圓のまぐろのうち、あのあたりを制約されることによつて、約一%

程度六千万圓程度はとれなくなるだろう、こつたこつた推定數が今出ておりますが、しかし大勢のまぐろ、かつお業者は、さらにこの一割のマイナスは他の新漁場への進出で取返したいと言つて勢い込んでゐるような次第でありまして、われ／＼事務當局としてはできる限り漁業者の迷惑を軽減する方向へ努力中でございます。

○岡委員 この間焼津での——これは日曜日の説教新聞に出ておりますが、外務省の古内さんの談話で、補償を完全に解決する前には、とりあえず一時金を支給することを考える、こつたこつたことが言明されておりますが、外務省の方ではこの問題について何か御検討になつたことがありましようか。

○小瀧政府委員 古内君がどういふことを申しましたか存じませんが、現実の問題として見舞金というふうなもの、すなわち将来賠償を要求する場合にクレジットしないような、弊害を來たさないような金銭的支給ということも今案としては考へられることでありますが、まだそういうものをとりあえずの策として要求するかどうかといふことは決定いたしていません。

○岡委員 それからたとえば内灘の場合に相当多額な補償がされております。あのときは安全保障費の中から支出されておつたわけですが、何かさういふふうな財源から外務省として急速に——あなた方實際現地に行かないで東京でい／＼話をしておられるようだけれども、まったく火の消えたような状態なんです。内灘の場合には安全保障費から七千六百万圓でしか出ておりますが、一日も早く何らかの措置がかりに講ぜられるべきではないか。さうのんびりと構えておられるといふことでは、現地の人にもまことに相済みぬと思ひます。

それから保険局長がおられるのでお伺ひしたいのですが、先ほど都築教授も言つておられたように、家族の者が安心をして病人を學者の手にまかせておけるように、家族の生活を保証してくれといふことを声を大にして言つておられる。ところが先般厚生大臣の言明によれば、これは船員保険を適用する公傷といふことでありますから、傷病手当金はまる／＼十割がある期間給付されるといふことも、あとで調べてみますと標準報酬は六千円から七千円である。ところが實際問題として、まぐろ漁業の諸君の月の手取りはやはり二万から三万あると言つておる。だからこの間に非常に大きな食い違いがあることは間違ひありません。その金額では、おそらく家族の者が、たま／＼東京へ病人を連れて來ても汽車賃の何回かではなくなつてしまふ、こつたこつたこれはやはり何とか対策を講じてやらなければ、せつ／＼日本の學問陣が総動員して、今度の二十三名の被爆漁民については學界の名譽にかけても、この際最も適當な、責任のある診療を追究したい、こつたこつたをひつぱるようなことになつてしまふ。これは何とか道がないのですか。保険局長のお考えがあつたら聞かせていただきます。

○久下政府委員 私の関係する分だけをお答え申し上げます。船員保険におきまして漁船の乗組員の標準報酬の問題は、実は私どもとしては常々非常に問題にしておつた点でございます。申

し上げるまでもなく水揚げ高等によつて給与が縛られております関係上、実際に通常の勤労者のような給与の形勢にありませんので、つかみにくいことも事実ではあります。毎年々々非常な努力をいたしておるにかかわらず、実際に給与はこれだけだということ、今お話しのように最高八千円、多くのものは六千円というような低い報酬だということ、届け出られておる次第でございます。しかも漁船の標準報酬を全般的に申し上げると、大型船の乗組員は大体平均いたしまして、約半額くらいの程度にすぎない。船員保険の財政の上から言いますと、相当大きな問題であつたのであります。実は平素はそういうことで給付の面にも関係があることでありますからということ、関係の業者とも極力話し合ひをして標準報酬の引上げの努力をいたしておるのであります。事前にはなかなかそういう事態が起らないので結果が現われません。こういう事件が起きま

よつて保険料を徴収しておりました標準報酬を材料にして、十分給付を行ふ以外にはないと思つておる次第であります。

○岡委員 そうすると先ほど都築教授も大きく主張しておられたように、現在船員保険をやつておるから、従つて検査手数料のごときもそれに制約されるということになると、今度の特殊な原爆の急性放射線症ですか、これに対する十全な診療ができない。一方診療に伴ひ、どうしてもその裏づけとして必要な家族に対する生活の保障は船員保険ではできない。結局二つともできないということになるわけなのです。そうすると問題はやはり船員保険で処理しようということでは解決はつかない、この結論せざるを得ないというわけになるのであります。この点について保険局長は率直に言つてどうお考えになつておられますか。

○久下政府委員 お尋ねの点は最初傷病手当金だけと思つて、その点だけお答え申し上げましたが、今のお尋ねは療養給付の面に触れてお尋ねであります。この点につきましては私どもが現在考えております、また関係の省の人と打合せをいたしました結果を申し上げたいと思つております。今度の事故は船員保険法上の業務上の傷害として取扱う方針でございます。療養の給付に關します限りは、業務上、外を問わず同様の給付をする建前になつております。御承知の通り療養報酬につきましては担当規定があり、また点数表があるわけでありまして、それで大体のものは給付できると思ひますが、先ほど都築教授も言われたように、ま

たわれ／＼もそう思うのであります。が、疾病が特殊であります関係上、これの診療をいたしますのに、いろいろ／＼な研究的処置が必要であり、あるいは検査その他の特別な治療に伴う行為が必要であるということも考へておる次第でございます。この点をどう扱うかにつきましては、今後具體的な問題もさらに個々に検討いたすつもりではあります。大体の方針をいたしましては、そうした特殊な研究、あるいは特殊な治療につきましても、現在の法令の許します限り広い解釈をいたしまして、保険給付をやるということにいたしてございまして。結局そうなりますと、どうしてもどうも廣く解釈しても、保険の給付としては無理であるという純粹な医学上の研究に属するものが残るわけでございます。

○柳田委員 私は福電丸事件に關して、特に厚生委員会の担当する分野におけるところの外務省の見解を、今お越しになつておる政務次官から聞きたい。水産庁の方はお帰りになつてつこうであります。最初にお尋ねしたいのは、本問題が發生いたしましたから何としても一番先にやらなければならぬことは、この二十三人の生命に關することでありまして。治療に關することでありまして。これは何よりも一番先にやらねばならぬ。その際にかゝる原子核分裂が行われたか、いかなる放射能の量と質がここに現れておるかというところを究明せざるは治療の対策が立たない、こういうことになつて参るのではありません。従つて十九日東京都庁で開かれた協議会においても、中泉教授からの要請に對して、極東空軍医学研究所化学研究班レガー大尉から、灰に含まれておる放射能物質の量かつ寿命等については、十九日午後日本側の期待にこたへるだけの回答をするという発言があつたわけでありまして。さらに厚生省の輕部研究所課長も、十八日外務省で開かれた関係各省の打合せに、人道的立場から治療対策に必要な資料をできるだけ日本側に提出してほしい旨、外務省を通じて米政府に申し入れておるのであります。この結果がいかが相なりましたか、外務政務次官からお伺ひいたします。

○小瀧政府委員 各省の連絡、またそのうした研究会で話合ひのありました点は、もちろん直接に米軍側と連絡いたしております。同時に外務省におきましても國務省を通じて要求しなければならぬような点は外務省で取上げるといふことになつております。しかして今御指摘のような点は、現地へもす

でに米國側の代表者も来ておりますので、かつまたアリソン大使の方もいろいろ共同調査に必要な協力をしようといふことを申し出ておりますので、國務省の方を通じてのそうした交渉は、これまでのところいたしておらないのであります。但し私どもの了解するところでは、米國からも専門家が来るはずでありますから、当然そうした資料も提供されるものと期待いたしております。

○柳田委員 これは他の外交交渉と違つて、事刻々にかつて来る貴重な人命生命に關することなんです。外務政務次官にはこの核分裂によるところの放射能の被害を、どの程度に御理解なさつていかうか存じませんが、毎日白血球の数を数えながら日夜深慮しておるの、この治療に當つておる医者の立場なんです。従つてこれは一刻を争ふ問題なんです。従つて、もう一度をせう／＼な問題ではないのであります。いかなる量といふような種類と、さらにその寿命がどういふような放射能の物質が作用しておるかということも解明することが、その被害を受けたところの第一、第二、第三の犠牲を受けた日本人の、さらにこの焼津の漁夫に將來の予後に関し、今ここで手を打つことが当面の急務なんです。これを従来の外務省の體面外交のよ

うな貧弱外交、おさなり外交をしておつたのでは追つたかなくなる。最初の日に早く手当すれば命が助かるのであります。きよの都築教授の話でも悲しいかた三月一日のときに東大があの現地におつたならば、あの放射能を洗い落せた、こうまで言つておられるのであります。すでに三月四日に福

竜丸が帰つて来ておる。二週間たつておるのに、いまだに交渉もしておらぬ。これは明らかに遺憾だ。少くともどこのような量と種類と寿命のものか、都築教授の言を借りて言うならば、月の世界から降つて来たものならばこれはいたしかたがないが、この地球上のどこかに偶然とこの事実を知つておる者がある限りにおいては、人道上の崇高な立場に立つてこれを究明する、これが外務当局の責任でありませんか。それに対していまだに言つておらぬとは何事ですか、もう一度お尋ねいたします。

○小瀧政府委員 先ほど申しましたように基本的な話はいまだしてありまして、先方は協力しようと言つておるのではありません。外務省では原子核の専門家もありませんので、そういうことの問題につきましては、現に広島からも専門家が上京いたしておられますし、向うからも人が来るというように、直接そうした専門家の話合いが進められておるので、それが最初は協力するといったのが、また協力しないという態度になれば、もちろん外交的なチャンネルを通じて交渉しなければならぬと、しかししきりだけ交渉しようというので、双方が直接協力態勢を立てておられますので、もしその協力が不十分であるということになれば、さらに原則的な話をする必要もあるうかと存じます。これまでのところは今申ししますように、専門家でない國務省なんかを通じてやるよりも、むしろ直接的な話合いをするものと話合いつけて行けばよろしいという考えで、これまで進んで来たのであります。

○柳田委員 この問題は昨日の毎日新聞によりまして「二十日午後三時駐留軍公衆衛生部長マクニッチ大佐とデーガー大尉は與謝野都衛局長を訪れ、この問題については政府側の交渉にまかせたい。今後とも情報交換をお願いする」かように言つて、この間、十九日に日本側に何らかの回答するというところについて婉曲に断つて来ている。すでにアメリカは放射能の中の物質を日本側に通知する、そういう積極的な熱意がないことはこれによつても明らかなんです。今私は外務政務次官のお話を聞いておると、事務次官の奥村氏にお尋ねしたいと思つたのですが、たまにあなたとは奥村外務次官が新聞談話を発表しておられるのと同じことを今言われました。これは事重大でありますから、最初の奥村次官談話を読んでみます。今度の事件に關しアメリカ政府は被害者の治療、被害船の消毒などため米本國からも専門家を派遣するなどできるだけのことをしたいといつて来ている。放射物質の内容が明らかにならないと、被害者の治療がむづかしいという科学者の声に対しては、放射物質の内容は明らかにしなくとも、今度の場合の治療法を十分に心得た医師の派遣されることによつて、適切な治療ができることにならうと思つて、これは外務政務次官の談話であるが、今のあなたの御答弁はこれとまったく同じである、符節を合しておるのであります。でも、もとより今度の事件が起つてからアリソン大使の言明によつても、あるいはその後アメリカからの外電によつても、アメリカがこれに対して十分補償する用意がある、あるいは治療、消毒に対して援助すると言つて来ておる。

アメリカとしてはみずからの過失に對しての罪の償いをする用意を示しておることは、われ／＼はこれを多としております。しかしながらここで問題になりますのは、外務次官にあとかたまたま御意見を聞きますが、私は厚生委員会として言うのでありますから、特に限定して申し上げますが、このたびの被害漁夫の治療、調査、研究というものに關しては日本が主体になるべきと思つたのですが、この主体は日本側でありますか、アメリカ側がやるのであります。それとも協力体制においてやるのでありますか、その三つのうちのどれであるかお伺いしたい。

○小瀧政府委員 先方では協力いたして調査をいたし、いろ／＼とりはからいていたして、また救済に乗り出したといふと申しておりますが、これは日本人に關することでありまして、もちろん日本の方で特に希望して協同でやろうというふうな現場の方々が考えられるならば、それにも応ずるべきであります。しかし何としてもこれは日本が被害者であり、日本が最も重大なる関心を持つておることでありまして、これは当然日本の希望通りにいたすべきことであると考えております。

○柳田委員 治療は当然日本側が主体を確保してやる。但し人類がかつて想像したことのないほどの高度な科学の発達、この科学の発達は、岡君も言うように正しく発達をしておる。ただこの発達の使い方が、人類の目的に反しておるというだけの話であります。この科学の発達によつて想像もしなかつたようなこういう事態になつて来ておる。しかも原子力に關するところの被害を、かつて一度ならず二度なめた

日本が、何といおうか、宿命というか、皮肉にも二たび、三たびこの災害を受けておる。従つてわれ／＼日本人としては、世界現在二十億の人類に向つても将来この地球の続く限り、この地球上に生存する人類に向つても、こういうような恐るべき原子力のもたらすところの人体に關するところの被害に關しては、日本が率先全世界、全世界と云わず今後全人類に向つて説明すべき尊き義務でもあり権利でもあると思ふ。そういう意味でもより日本が主体をなすのでありますけれども、世界各国のこの國の学者が来られても、それと協力することはやぶさかでない。むしろ進んで協力すべきである。また同時にその結果も世界に発表すべきである、こういうふうな見地から私にはあくまでも主体性は日本にある。そこで先ほど都築教授に参考人として来ていただいた、聞いたのであります。

が、現在まだこの原子力医学に關しては、世界にほんとうに知つておる人が一人もいないといふのです。アメリカはもとより研究しておりますから当然考へております。あるいはアメリカにおきましては多少不慮の災難もあつたさうでありますから、相当の研究が進んでおります。しかし日本は広島、長崎において何十万の犠牲者を出し、しかも悲しい事実であります。少くともこの問題に關しては、最も進歩した医学を持つておるし、また日本の原子力物理学というものも、世界の水準をはるかに抜いたところの高度の発達をしておるのであります。今のあなたのお話によりまして、アメリカから専門家が来られるから、その専門医におまかせしておいたならば、いかに

なる放射能物質の量と質と寿命がわからなくてもそれでやれる、こういうふうには奥村氏は言つておられる。これはまったくアメリカを言つておられる。これはこれは一刻一刻を争う問題です。このB D T Aを東大ではきょうから使うことになつておりますが、これは一刻を争う問題です。きょうの新聞によりますと、白血球がうんと減つて来ておる。それにもかかわらず、この治療の根幹は、――治療の一番先にどこをつかまなければならぬかというその目安になるところのこの放射能物質に對して、これがわからぬことでは、尊い人命はどうして救えますか。これに對しては外務次官はどういうふうにお考えになりますか。もつとすみやかにアメリカ当局に要請して、この物質の究明に當る決意が、人道的な立場からあなたにはおありになりますか、その点をお聞きします。

○小瀧政府委員 あらゆる事実、資料がさらけ出されるということが、治療に効果があるといふことは、私ども否定するものではございません。米國の方ももちろんそういう意味において協力するといふことは申しておりますが、またある特定の部分に關しましては、何分この実験が信託統治に關する協定にもありますように、戦略基地に對して行われたものでありますから、特定の部門についてはそうしたセキュリティという立場から、全部を公開することはできない点があるかもしれませんが、しかし治療に關する限りは、十分そうした点も心得て治療を実施して行こうといふことになつておるのであります。その点はいろ／＼あるいは論ぜられる向きもあるであらうと思

います、御了承を願いたいと思ひます。

○柳田委員 あなたはセキユリテイといふのは、アメリカ政府のセキユリテイであつて、日本の、人類のセキユリテイではない。しかしながら、幸いなことに、今日の午前になりました。大体十種類のいかなる原子核分裂が行われたかといふことは解明されておりました。ことに二十年たつてもなおかつ半分、五十年たつても四分の一になるといふようなストロンチウム九〇といふような、骨髓に入つて人間の血液を精製する臓器を冒して、不治の病を起すような物質が究明されております。その物質の種類、量等おそろくアメリカは教へてはいたしません。教へていたばかりでなく、大体解明する時期に來ておるようであります。しかしながら、あなたのお話のようにアメリカから人が來ておる、これで事終れりといふような態度では残念でならぬのであります。広島、ABCからモートンといふ博士が來てゐる。広島では何と言つておるか。アメリカは原子爆弾を使つて、そしてその被害者は日本である、しかしいつの日にかアメリカも原子爆弾の被害を受けぬとも限らぬ、ところがアメリカは被害者がいないから、自分たちのつくつた罪惡の兵器に對する犠牲を、日本を、モルモットにして使うためにABCが來ておるといふことまで現地では言つておるとあります。現にこのたびでもABCからすぐによつて参りました、今こゝでABCが来る真意は調査であつて、治療でない。私が言つておるのは調査じやなくて治療です。さしあたり治療に必要な資料としてそういうもの

を要求しておつたのです。しかしながら、あなたはそのことはどうも御理解になつていないようであります。あるいは御理解になつておるとしても、今の國際情勢下におかれるところの吉田政府の制約下におかれての外務政務次官としての立場では、こゝで公表できないのかもしれない。さうに情状酌量して考えてもよろしうございませうけれども、それで救われぬのは二十三名の被害者であります。同時に焼津に付ないであります。福竜丸でも、これを横須賀に回航したい、こういうことをする向うは言つて來ておる。本日の都築博士の言によりますと、断じてこれはアメリカに渡さぬ、しかも海の中に置いておいたならば數年たてば腐つてしまふであらう、これを陸揚げして、コンクリートが何かの一つの建物の中に入れて、永久にこの原子力の解明に對する貴重な実験材料にしたい、こゝ言つておられる。こういうことを見て、アメリカは何をしなうかがよくわかる。MSAのちやちや兵器にすら秘匿保持の法をつくらんとする保安庁なり外務当局の御見解ですから、あなたにいくら聞いたところで、あなたからは崇高な人道的な人類愛に燃えた御答弁はおそろく得られぬと思ひますけれども、われ／＼日本人として考えなければならぬのは、本問題に關しては、今こゝは厚生委員会ですから治療の問題に限定して言ひますけれども、この被害者がどういふふうになつて行くか、それに対してはどのような手を打つか、これが今一番大事なことであり、さういふ意味で先ほど來私は尋ねておるのであります。外務次官は直接厚生担当者でもありませんし、治療担

当者でもありません。しかしながら、外務政務次官として、今回の二十三名の被害者の問題を、外交上解決する上に必要なことでもありますから、これは當然理解をされ、また関心を持たなければならぬ問題であります。そこでお尋ねいたしますが、あの二十三名の被害者の被害はどの程度であるといふふうに御理解されておるか、ちよつとそれを御漏らし願ひたいと思ひます。

○小瀧政府委員 私は専門家でありますので、その程度については存じません。しかしこの第五福竜丸事件といふのは非常に重大な事件でありまして、外務省としては今後いろいろ調査が進みますに従ひまして、こちらの調査の結果を基礎として十二分に強力に米國側と交渉しなければならぬといふ責任を痛感いたしておる次第であります。

○柳田委員 しかしながらこの問題は連日新聞紙も報道しておるのでありますから、外務次官としてはやはりこれを交渉する場合に、思つたほどでもないのじやなからうかと、あるいはどうも新聞に最初でかゝ書いたが、その後非常によくなつた、けつこうであるといふふうには自分は理解しておるか、どうもこれは二十三名ともむづかしいのじやないかと、さういふふうな点ではどういふふうにお考えになつておるか、これを伺ひたい。

○小瀧政府委員 外交交渉におきましては、自分の感じなどで交渉すべきものではなからう、國家間の重大なる交渉であります以上、十分なる調査に基づき、十分科学的な裏づけのある交渉をしなければならぬのでありますから、私は自分の感じによつて交渉しようといふ意思は毛頭ございせん。

あるいはこの後日本にも原子砲弾であるか原子爆弾であるか、さういふものがまた持つて來られる場合もある。不測の事態が起らぬとは絶対に予言できません。さういふときに、外務当局がこれから起るところの犠牲者に対して、今のやうな軟弱な交渉ぶりでは、いかに厚生当局がさか立ちいたしましてもだめだ。さきだつものはまず外交交渉であり、そしてその結果をもつて厚生当局は交渉の面に當るのであります。今のやうな外務省の首脳部を置いた限りにおいては、とうてい万全の措置はとれないと思ひます。いくら申しても、今のあなたの御態度ではわれ／＼の期待するやうな答弁は得られせんから、申し上げません。ただいふ言つておりますように、いつの場合でも外務省はいわゆる腰抜け軟弱外交と言われる。外交には相手がありますから、こつちの都合ばかり言つては外交できませんけれども、この軟弱な體面外交に、二・二六事件の発端が全部とは申しませんが一部あつた。軍閥を台頭せしめた原因があつた。また原爆問題に今のやうな弱腰ならば、自由党の基盤とされる農村、漁村からも大きな批判が起ります。それはそれでけつこうでありまして、われ／＼國民として救われません。ほんとうにもつと真剣に、もつと腰を入れてやつてくださ。われ／＼厚生委員会としては、患者の治療に、身内になつたやうな気持で取組んでゐるのであります。あなたのようなまつたく傍觀的な態度で本委員会へ來られることは、まことに残念しごくであり、はなはだしく不安の念にたえません。

○小島委員長 お諮りいたします。た

数のまぐろの船に、すでに若干の灰をかぶつたという船もあるようでありますし、また灰をかぶつていない、魚は放射能の反能は全然ない、こういうふう

に証明されております船でも、もう南方のまぐろと聞いたら、全然買手がな

い。さらに先ほどの水産庁の御答弁によりますれば、このごろは近海もの

も魚が売れなくて困つておる。私の聞

いておるところによりまして近海もの

も売れない、こういうふうですか

ら、魚の小売屋さんは音をあげておる

という状態であります。ですから間接

の被害を数え立てたら、まづたはか

り知れない損害がある。私どもは賠償

については、直接の被害並びに間接の

被害をも計算してこれを要求すべき

だ、こう考えておりますが、賠償を要

御答弁がありましたように、この第五

福龍丸以外の南方のまぐろ漁船並びに

近海の漁業者等も非常に迷惑をこうむ

つておる。さらに魚の小売業者、ある

いはこれに関連する業者も非常に大き

な、はかり知れないような損害、迷

惑を受けておる。そのことのために水

産庁には毎日たくさん陳情団が見え

て応接にいとまがない、こういうふう

に言われましたが、これらの陳情は、

さしあつての生活に対する陳情もあ

とでございしますが、なるほど魚の値下

りと売れが悪いので、沿岸漁民は非常

に困つておるようですが、しかしまぐ

ろ、かつお業者は沿岸の零細漁業者と

違ひまして、資本的にも若干ハイ・ク

ラスにあるわけで、さしあたりその日

その日に困るというようないじめさは

一応ないわけでありまして。魚屋が非

常

に困つておるといふ点もありますが、

これも幅をどこまで広げてどういふ

うにしたらいいかということになりま

す、全国的な問題であると同時に、ま

ぐろ、かつおを主として扱われておる

ところは、どこかという問題もござい

ますので、研究課題としてわれ／＼は研

究しておりますが、さしあつての、

今すぐ御説明申し上げるような手は打

つておりません。

第二点の南方のまぐろの出漁船数が

今どのくらいあるかということござ

いりますが、これは百四、五十そう程度

であります。しかしこれは沿岸を主と

するまぐろ船も合せてございしますの

で、あの問題になつた地区から外へ出

ておるといふ船数は、おそらくその半

数以内だと思ひます。その船に対して

はありとあらゆる水産関係の無電を利

用いたしまして、周知徹底は十二分に

いたしております。従つて漁業者が帰

港するにあつて、あの地区を通る方

が非常に便利であるという漁船は迷惑

しております。しかしインド洋方面へ

行つておる船は、直線コースを通りま

しても、あの地区と関係なく帰つて来

られると思ひますので、主として迷惑

をしておるのは、あの地区を越えて釧

州の西寄りの方へ出漁しておる船団が

迷惑をしておると考えております。

○島上善五郎君 そうした賠償額とい

うのは、今私が言つたように、間接の

被害をも計上するといふように解釈し

てよろしゅうございしますか。

○小瀬政府委員 これは当然、賠償と

して考慮の中に入れるべきものと考

えております。

○島上善五郎君 それでは水産庁に、

委員外ですら遠慮して、あと一点だ

けお伺いしますが、今私が言いました

ように、また先ほど水産庁の次長から

とでございしますが、なるほど魚の値下

りと売れが悪いので、沿岸漁民は非常

に困つておるようですが、しかしまぐ

ろ、かつお業者は沿岸の零細漁業者と

違ひまして、資本的にも若干ハイ・ク

ラスにあるわけで、さしあたりその日

その日に困るというようないじめさは

一応ないわけでありまして。魚屋が非

常

に困つておるといふ点もありますが、

これも幅をどこまで広げてどういふ

うにしたらいいかということになりま

す、全国的な問題であると同時に、ま

ぐろ、かつおを主として扱われておる

ところは、どこかという問題もござい

ますので、研究課題としてわれ／＼は研

究しておりますが、さしあつての、

今すぐ御説明申し上げるような手は打